

第 8 0 回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第 1 号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 報告第 2 号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 報告第 3 号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 報告第 4 号 平成 2 8 年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 報告第 5 号 平成 2 8 年度神河町水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
- 報告第 6 号 平成 2 8 年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 第 5 2 号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 第 5 3 号議案 神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例制定の件
- 第 5 4 号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 5 号議案 神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 6 号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 7 号議案 神河町医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 8 号議案 中播衛生施設事務組合理約の一部変更について
- 第 5 9 号議案 平成 2 9 年度神河町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 6 0 号議案 平成 2 9 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 1 号議案 平成 2 9 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 2 号議案 平成 2 9 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 3 号議案 平成 2 9 年度神河町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 4 号議案 平成 2 9 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議会提出議案

- 発議第 2 号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

神河町告示第96号

第80回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年6月8日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成29年6月16日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

藤 原 裕 和

藤 原 日 順

山 下 皓 司

藤 原 資 広

藤 森 正 晴

小 寺 俊 輔

松 山 陽 子

三 谷 克 巳

小 林 和 男

廣 納 良 幸

安 部 重 助

○応招しなかった議員

宮 永 肇

平成29年 第80回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成29年6月16日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成29年6月16日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
報告第2号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第5 報告第3号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第6 報告第4号 平成28年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第7 報告第5号 平成28年度神河町水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第8 報告第6号 平成28年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 日程第9 第52号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 日程第10 第53号議案 神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例制定の件
- 日程第11 第54号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第55号議案 神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第56号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第57号議案 神河町医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第58号議案 中播衛生施設事務組合同規約の一部変更について
- 日程第16 第59号議案 平成29年度神河町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 第60号議案 平成29年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 第61号議案 平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 第62号議案 平成29年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 第63号議案 平成29年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 第64号議案 平成29年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
報告第2号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第5 報告第3号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第6 報告第4号 平成28年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第7 報告第5号 平成28年度神河町水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第8 報告第6号 平成28年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 日程第9 第52号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 日程第10 第53号議案 神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例制定の件
- 日程第11 第54号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第55号議案 神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第56号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第57号議案 神河町医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第58号議案 中播衛生施設事務組合理約の一部変更について
- 日程第16 第59号議案 平成29年度神河町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 第60号議案 平成29年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 第61号議案 平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 第62号議案 平成29年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 第63号議案 平成29年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 第64号議案 平成29年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）

出席議員（11名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 藤原裕和 | 8番 松山陽子 |
| 2番 藤原日順 | 9番 三谷克巳 |
| 3番 山下皓司 | 10番 小林和男 |
| 5番 藤原資広 | 11番 廣納良幸 |

6番 藤 森 正 晴

12番 安 部 重 助

7番 小 寺 俊 輔

欠席議員（1名）

4番 宮 永 肇

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 坂 田 英 之 主事 山 名 雅 也

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	地域振興課参事兼農林業特命参事	
副町長	細 岡 重 義 多 田 守	
教育長	澤 田 博 行	ひと・まち・みらい課長	
町参事	野 邊 忠 司 藤 原 登志幸	
町参事	前 田 義 人	建設課長	真 弓 俊 英
総務課長	日 和 哲 朗	地籍課長	児 島 則 行
総務課参事兼財政特命参事		上下水道課長	中 島 康 之
.....	児 島 修 二	健康福祉課長	大 中 昌 幸
情報センター所長	藤 原 秀 洋	会計管理者兼会計課長	
税務課長	和 田 正 治	山 本 哲 也
住民生活課長	高 木 浩	病院事務長	藤 原 秀 明
住民生活課参事兼防災特命参事		病院総務課長兼施設課長	
.....	田 中 晋 平	藤 原 広 行
地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事		教育課長	松 田 隆 幸
.....	石 堂 浩 一		
地域振興課参事兼観光振興特命参事			
.....	山 下 和 久		

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

梅雨入りが発表されましたが、雨の降らない日々が続き、爽やかな気温ではあります
が、田畑を初め、動植物にとっては、少し水が欲しいと思うきょうこのごろでございます。

国政では、天皇の退位等に関する皇室典範特例法が成立し、天皇陛下が退位されると、約200年ぶり、59人目となり、近代では歴史的な代わりとなるそうであります。

兵庫県においては、昨日、知事選挙が告示され、7月2日投開票に向けて期日前投票も始まっております。最近はこの選挙も投票率が低下傾向にあります。南あわじ市では、市選管が全ての児童・生徒を選挙啓発大使に委嘱し、親への投票を呼びかけるということです。神河町においても、神崎高校で、投票の手順などを説明する出前授業を町選管が行われたと聞いております。このような取り組みを通じて、若い世代の政治参加の促進を図り、投票率アップにつなげたいと思うものであります。

本日ここに第80回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため、まことに御同慶にたえません。

本日提案されます案件は、報告、人事案件、条例の制定及び一部改正、事務組合理約の一部変更、補正予算の計19件が予定されております。この後、議会運営委員長より詳しく報告があります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には格別の御精励を賜りまして、適正妥当な結論が得られ、結果として町民の負託に応えられるよう望みまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。第80回神河町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ことしも平年並みの梅雨入りとなりましたが、入梅と同時に晴天に恵まれた、朝夕しのぎやすい毎日が続く中、週末開催の各種地域のイベントの心配もしてはりましたが、6月10日の犬見川ほたるまつり、そして中村区ほたるまつりは予定どおり開催することができ、そして、多くの人でにぎわいを見せました。引き続いて、あす17日には子供会球技大会、18日には福崎町において神崎郡消防操法大会が開催、また、7月1日は越知川名水夏物語と新田ふるさと村、ほたる&夏祭りも開催される予定でございます。いずれも天気にも恵まれ、盛大に開催できますことを期待するところでございます。

さて、5月8日より8回目となります集落別懇談会を回らせていただいておりますが、6月13日より大河内エリアに入りました。「交流から定住」をキャッチフレーズに、神河の重点政策、とりわけ地域創生事業を初め、公立神崎総合病院、峰山高原スキー場、ケーブルテレビ超高速ブロードバンド事業、そして道の駅「銀の馬車道・神河」などを中心に、報告、説明をさせていただきながら、町民の皆様からの直接御意見、御提言をお聞きし、各種政策のスピードアップから町の活性化につなげていきたいと考えております。

また、7月2日投開票、兵庫県知事選挙は昨日15日告示され、スタートいたしました。神河町はもとより、兵庫県の地域創生の確実な実行と、これからの兵庫県の未来を

切り開く上において極めて重要な選挙であります。投票への啓発活動をさらに強め、投票率向上に努めてまいります。

本日は、第80回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、議会が開催できますこと、厚くお礼申し上げます。今定例会には、報告6件、人事案件1件、条例改正5件、事務組規約の変更1件、平成29年度一般会計ほか補正予算6件の計19件を提案させていただきます。

以上、議員の皆様にはよろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

午前9時06分開会

○議長（安部 重助君） ただいまから第80回神河町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

日程に入る前にお知らせをいたします。

宮永肇議員が、病氣療養中のため、今期定例会を欠席されますので御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

7番、小寺俊輔議員、8番、松山陽子議員、以上2名を指名します。

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれまして議会運営委員会の決定事項について、委員長から報告を受けます。

山下皓司議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（山下 皓司君） おはようございます。議会運営委員会の山下でございます。

それでは、今期定例会に關しましての議会運営委員会を開催した内容につきまして報告をいたします。

6月13日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営等について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から6月28日までの13日間と決しております。

町長から提出されます議案は、報告6件、人事案件1件、条例の制定及び一部改正5件、規約の一部変更1件、補正予算6件、計19件であります。なお、会期中に相談しまして協議が調えば、最終日に神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を発議する予定にしております。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第1号から第6号については了承、第52号議案については同意、第54号議案から第58号議案については表決をお願いすることにしております。

第53号議案の条例制定の件及び第59号議案の一般会計補正予算については、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることになります。

第60号議案から第64号議案の各特別会計、企業会計補正予算については、最終日に採決としております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締め切りを6月8日の午後3時とし、通告がありました4名の議員により、本会議第2日目の22日に行います。

28日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告を受け、表決をお願いすることにしております。

なお、閉会中に陳情1件を受理しております。議会運営基準第140条並びに第142条の規定により、その写しを配付しておりますので、御確認ください。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長をお願いをしております。

なお、議案の審議に際しましては、質疑、答弁とも簡潔明瞭に行うことをお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月28日までの13日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月28日までの13日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

まず、監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきま

す。

まず、総務文教常任委員会、山下皓司総務文教副委員長、お願いいたします。

○総務文教常任委員会副委員長（山下 皓司君） 総務文教常任委員会副委員長の山下でございます。総務文教常任委員会の閉会中の活動を報告いたします。その報告につきましては、お手元に配付をいたしているとおりでございます。

それでは、主な内容について御報告いたします。

閉会中の総務文教常任委員会の活動状況を報告いたします。

去る5月24日、委員会を開催。宮永委員長が病気療養中で欠席されましたため、副委員長の私、山下が委員会の進行を務め、9時よりおおむね18時の間、所管事務調査を行いました。宮永委員長のほかに三谷委員が体調不良ということで欠席されました。執行部におかれましては、副町長初め各管理職の出席をいただいております。

初めに、教育委員会の関係であります。教育課、地域交流センター、学校給食センター、公民館の事務事業の進捗状況等の説明を受けました。教育委員会関係では、28年度の事務事業の進捗等について、達成状況を整理されておりました。それを見せただきましたが、ほぼ予定どおり進捗しておりました。

主なものについて申し上げます。

小規模校の今後のあり方について、長谷小学校では平成32年度以降の統合について検討するとの方向が出ておりますが、越知谷小学校では、区長さんの集約では当面統合しないという意向でしたが、その後、地区の中から検討を望む声があったことを踏まえ、地域やPTAによる協議会を立ち上げて検討を進めていくということであります。

神河中学校の校舎で、4月18日、夕方からの大雨で、3階展望デッキの排水溝が詰まりまして、雨水が校舎に浸入、3階から1階の床、2階と1階の天井の一部が損傷、電気設備にも支障が生じました。原因は排水溝の管理ができていなかったためで、排水溝の所在が中学校で認知されていなかったとのことでもあります。この点は、情報共有と定期的な点検の実施を、早速に学校、各施設の関係者に徹底したとのことでもあります。

浸水の状況は、床が校舎3階から廊下の一部、音楽室、便所の一部、2階廊下の一部、美術室、便所の一部、1階は床の一部で、天井は2階廊下の一部と1階廊下の一部等でありました。これによって床とか天井が損傷したわけでありました。1階にあります電気設備、配電盤は既定予算で修理したが、床、天井につきましては今期定例会に予算化をした後で補修したいという説明を受けました。

この件について、委員より多くの質疑、意見がありました。こういったことになったことについて、設計上問題がなかったのかとか、管理に問題があったとのことだが、再発防止をどうするか、設計事務所を交えて対応すべきなどの質疑、意見がありました。執行部から、排水溝の所在が識別しがたい状況であった。確認できず、建築後、一度も排水溝の掃除をしていなかったことが原因で、設計上は大丈夫と思う。今後の対応を含め、設計事務所も入れて取り組む。再発防止対策は整理し、文書により提出したいとの

答弁でありました。なお、現地を委員会で調査することを確認しております。

質疑等について申し上げます。

神崎小学校で適応教室スペースを確保し対応するとのことだが、教室より、学校に行けない子もいるので、学校以外のところに適応教室ができないかという件につきまして、現在は中学校に置いているが、神崎小学校でも対象児があり、今回の取り組みとなった。今後、対象児の実態に配慮した取り組みをしたいということでありました。

次に、発達障害の子に対する対応についての意見がありました。各学校を回り、サポート会議を実施している。11月ごろには教育支援委員会も行う。昨年度までは指導員を神崎小学校に配置して各学校を回っていたが、今年度は寺前小学校にも配置する。今後取り組みを強化したいということでありました。

教員の勤務実態は、多くの残業があり、教員不足の状況でないか。また、部活にも多くの時間を費やしている。外部指導員の導入が可能となったと聞かすが、実施の意向はあるのかということにつきまして、定員40人を基準に教員は配置されている。勤務時間の適正化やノー部活デーにも取り組んでいるが、教師は子供にかかわる時間をできるだけ多く持つために、準備などはそれ以降に遅くまでやっているということでありました。部活の外部指導員については、課題はあるが、検討する時期に来ているということでありました。

地域交流センターでは、山村留学事業で、田植えなど自然に親しむ体験ができる。田に囲まれた神河町の小学生が、そんな体験もせずに過ごしている。この現状はどう思うか、小学校で体験する取り組みができないかということにつきまして、現状では、学校全体で取り組むことは難しい。教育にとっては大切なことであり、体験は各家庭で希望していただき、土曜チャレンジ学習などに参加してほしいということでありました。

学校給食センターで、従事者の改善努力で、髪の毛の混入が1件にとどまったという効果があった。このような取り組みに褒賞するような制度ができないかということにつきまして、3月22日に総務文教常任委員会が給食センターを調査に来られたとき、職員の発案で改善したと説明をした。委員の中より評価の声を聞き、そのことを職員に伝え、よかったなということでした。現場としてはそれで十分だと考えているということでありましたが、副町長より、この意見について協議したいと思いとコメントがございました。

なお、5月29日の臨時会の終了後、お配りしております2枚目の紙で、報告書でございますが、そこにも記載しておりますとおりであります。臨時会の終了後に、総務文教常任委員会の委員と他の議員も出席をしていただきまして調査を行いました。排水溝の状態、浸水場所等を調査しましたが、修理が必要な箇所の確認をしていただけたと思っております。雨漏れ部分の天井が剥がされたままで、早い修復が必要だと思いたしました。なお、当日、前の委員会で執行部からお話のありました再発防止対策の文書が配付されております。まだ説明を受けておりませんが、一応皆さんのお手元に届いていると

いうことであります。

次に、情報センターでございます。重要事業等の進捗状況の説明を受けました。28年度事業は予定どおり進捗しているということでもあります。

4月27日に、超高速ブロードバンド基盤整備事業を富士通ネットワークソリューションズ株式会社と契約しております。

告知放送が防災無線に切りかわったということではありますが、住民の方からの苦情等はないかというようなやりとりもあったんですが、一部、防災無線自身のトラブルがある地域がありますが、そういった地域以外には特に苦情は出ていないということでありました。この対応として、当初より現在の施設を11月まで残して対応するというものでありまして、その延長に伴います経費の発生はしないということでもあります。

基盤整備事業につきまして、町内各地で工事が実施されるということがあると思いますので、その工程表の提出を求めています。後日、既に配付をしていただいております。

次に、税務課でございます。事務事業等の進捗状況、税等の徴収状況、滞納整理委員会の取り組み等の説明を受けました。

税の収納状況は、現年課税分は昨年度とほぼ同じ割合で収納できているが、滞納繰り越し分の収入が厳しい状況です。28年度、現年課税分の収納状況は、4月末現在で個人住民税99.2%、固定資産税98.8%、軽自動車税97.1%、国民健康保険税93.8%、介護保険料99.6%となっております。税等滞納整理委員会で整理した不納欠損は延べ73件、総額718万9,000円です。

不納欠損は町の債権放棄ということ、また、公平の原則から、そこに至るまでの取り組みが重要である。どう対応されてるかという質問がありました。11月ごろに関係課で検討されたものを全体で調整し、十分な検討、調査を行った後に処理している。今後もしっかり取り組んでいくということでございます。

税の口座振替を勧めているが、納税者側にメリットがないのであれば、そのメリットがあるような検討ができないかというような意見がありました。税務課長のほうから、何か手だてが必要かと思う。滞納整理委員会の中で検討していきたいというような答弁でありました。

税の申告をしないと国保税の軽減措置が受けられない場合があると聞くが、善処策はどうかということにつきまして、無申告にならないよう、所得がない場合も申告してもらおうよう啓蒙している。今後も努力していくということでもあります。

ふるさと納税の入りと出はどうかという質問がありました。入りは28年度で3,500万2,000円、出は精査していないが、約400万円程度ではないかというような答弁でありました。

観光事業の推進により経済効果がどうかという質問がよく出ているが、どう取り組んでおられるかということにつきまして、気にはかけている。手つかずでしているわけで

はない。いましばらく時間をいただきたいという答弁をいただいております。

次に、会計課であります。現金等の保管状況等、説明を受けました。適切に管理されていることが確認できたと思います。特に報告するような質疑はありませんでした。

ひと・まち・みらい課であります。事務事業の進捗状況、シングルマザー移住支援事業、アグリイノベーション事業、PFI事業等の取り組みの報告を受けました。

アグリでニンニクなどを生産しているが、他の産地に太刀打ちできる経営ができるのかという質問につきまして、28年度は初年度ということで、技術、時期等に問題がありました。1年、2年と繰り返す中で栽培技術を確定させていき、継続して作付を実施して産地化していきたいということでありました。

前に、アドバイザーから神河の土地は耕土が浅いと指摘されていたが、改良の取り組みはしてるかという質問がありました。アグリイノベーション神河で取り組んでいる福本の農地について、水はけのよい状態に改良したい。また、耕土をふやすことや、緑肥を植えて土の改良にも取り組んでいきたいということでありました。

アグリイノベーションにつきましては、ほかに、28年度の収支状況を見ると、交付金がなくなった後が心配だ、また、本当に地域創生につながるよう裾野の広い取り組みをされたい。営農指導員等との連携や地域の人の経験等も取り入れて取り組むべきといった意見も述べております。

シングルマザーについてであります。神河町に住んでもらうためには、住も大切でありますけれども、やはり職業の確保が大切であるということにつきまして、町もそれなりの対応はしてるということでありました。

PFI事業についてであります。今の計画では、神崎エリアの施設を単に移すことが主体のような内容でないかというような指摘もありました。土地は、所有者は町でありますので、地元だけでなく町全体で検討すべきであるというような意見もありました。障害者の方の就労の場という希望もあるというような意見もありました。

次に、田舎暮らし推進協会の事業について意見交換をしました。個々の契約内容を整理して円滑に事業を推進していただきたいと考えます。

次に、総務課であります。事務事業進捗状況、内部統制システム作成等の報告を受けました。内部統制システムの取り組みにつきましては、時間がかかっているなという感を持ちました。

スキー場の関係の事業で設備の入札があったわけではありますが、この入札基準が、土木はいろんな基準があるわけですが、ちょっと曖昧だというよりも、しっかりしたものがないんじゃないかというような指摘で、これについても何か基準づくりが必要でないかということにつきまして、今回はいろんな事情で、今回のような幅広い入札となった。入札審査委員会で協議したいということでありました。

町の事務事業の執行状況をチェックして確認して改善につなげるというような目的で、以前にこの仕組みをつくったわけではありますが、その事務事業管理シートが各課によっ

て扱いに差異があると委員より指摘がありました。これにつきまして、不十分な箇所もあると感じている。今後、改善に努めたいということでありました。

以上、総務文教常任委員会、5月24日の常任委員会と、それから5月29日、学校の調査をいたしました取り組みにつきまして報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 次に、民生福祉常任委員会、小林和男民生福祉常任委員長、お願いします。

○民生福祉常任委員会委員長（小林 和男君） 失礼いたします、民生福祉常任委員長の小林です。ただいまより委員会報告をいたします。

去る5月26日、民生福祉常任委員会を開催し、平成28年度及び29年度の主要事業の執行状況について説明を受け、調査を行いました。報告内容については、全ての委員会資料が議員各位に配付されておりますので、詳細な報告は割愛させていただき、主な質疑の内容に絞り、御報告させていただきます。

まず、公立神崎総合病院事業については、3月末日の執行状況です。外来患者数は前年度対比410人の減、入院患者数は前年度対比105人の増となっており、医業収益は27億1,953万2,041円で、前年度対比は3,434万1,953円の増益となっています。あわせて、訪問看護事業、介護療育事業の執行状況について報告を受けました。

次に、その他の報告として、1、神河町医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件、2、新公立病院改革プランの取り組みの状況について、3、公立病院ネットワーク化に係る計画の取り組みの状況について、4、平成28年度過年度未収金不納欠損処分について、5、電子カルテ、PACSについて、以上が病院からの説明です。

次に、主な質疑応答の報告をします。

質問の1として、入院収益はウエートが高く、目標は病床利用率80%、120人のことだが、115人が損益分岐点と考えるが、どのように分析しているのかという質問です。これに対する回答として、そのとおり、診療報酬上は115人が損益分岐点と考えている。

次に、質問の2として、27年から28年で人工透析が減っている。送迎の効果として、4月の数字はどうかという質問です。これに対する回答として、他のところに行っていた患者が戻り、4月は少しふえている。

関連質問2-2として、午後から透析があると助かると聞くが、神崎ではその体制がとれないかという質問です。これに対する回答として、以前は午前と午後で行っていたが、今は午前のみ。人数がふえれば検討したい。

次に、質問の3として、改築が始まると患者にも迷惑がかかるのではないか。透析の部屋もほかに利用するとなると収益にも影響するのではないかという質問です。これに対する回答として、透析室の一部を事務室に使う予定。透析はピークの半分で大きな影響はないが、ほかもできるだけ影響のないように、取り壊しの音にも配慮して工事を進

める。

次に、質問の4として、小児療育の4月の状況はという質問です。これに対する回答として、4月に入っても維持している、上向きと聞いている。4月で比較すると、28年は136人に対して、29年は131人である。

継続質問4-2として、郡内3町の小児療育はふえていると思うが、姫路市は減って、就学前は受け入れないのかという質問です。これに対する回答として、旧香寺町では、姫路市の施設かこちらを選択するかになる。学校に訪問もしているが、ふえる見込みはない。

以上が病院関係の報告です。

次に、健康福祉課についての報告に入ります。1、課運営目標、2、重要事業目標、3、支庁舎窓口の受付等の状況について、4、事業執行状況について説明を受けております。5、閉会中の継続調査についての報告を受けて、地域包括ケアシステム構築の進捗状況についての報告を受けております。

次に、主な質疑応答の報告をします。

質問の1として、ゆめ花館の運営状況と今後の考えをという質問です。これに対する回答として、3月閉所も考えられた。利用者数は変わらず、職員の人件費を下げた運営、来年、利用者の1名増が見込まれる。継続運営はされている。

次に、継続質問1-2として、ボランティアの助けもかりての運営と思う。四、五名の利用者だが、スペースとして利用者増は可能なのか、移転の計画はされていないのかという質問です。これに対する回答として、定員10名でNPO法人の登録がされているが、スペース的に10人は無理。移転にはついては、適地もなく、考えていない状況。

継続質問1-3として、以前の移転の経緯からすると、仮施設と受けとめている。理事長の持ち出しで運営されていると聞く。具体的に前向きな検討をという質問です。これに対する回答として、内々ではあるが、社協が運営にかかわるという話もある。

継続質問1-4として、社協の考え方もあろうが、ゆめ花館の現状を見据えて、行政として前向きな検討、支援をという要望です。これに対する回答として、ゆうかり作業所などの人気施設に流れているので、魅力づくりも大事。施設自体の努力も必要なので、関係者と検討する。

継続質問1-5として、障害者施設の整備を町としてどのように考えているのか教えてほしいという質問です。これに対する回答として、1市3町で中播福祉会へ3つの施設によるサービス事業を委託している状況。町単独で大きな施設を持つのは難しいので広域連携している。今回、介護福祉サービス施設「蓮」で障害福祉サービスの運営も受けてもらっているということで、「つなぐ」ができた。これまでの縦割りから丸ごと、法改正、国自身が動いている。町もそれに沿った形で考えている。

次に、質問の2として、4月から総合支援事業で、要支援1、2が介護保険から外れた。広報でも周知して、これまでと何も変わりませんということだったが、既にサービ

スを受けておられる方は別として、新規にサービスを受けるのは難しいと聞いているがという質問です。これに対する回答として、初めて介護保険を申請される方については、じっくりとお話を聞かせてもらい、必要であれば申請をしていただくという従前どおりの動き。困っている点に時間をかけ、チェックシートでサービス事業の振り分けを行っている中で、介護保険ではなく総合支援事業という方も出てくると思われる。

継続質問 2-2 として、同じ扱いということだが、受給者には難しいという意識があるかもしれないので、より親切な対応をお願いします。同じ地域ケア会議施設運営要綱の改正は上位法の介護保険法があるので仕方がないが、趣旨や目的に合致しているか、地域ケア会議のあり方は矛盾していないかという質問です。これに対する回答として、未整備な部分を国の法律も入れた形で整備、介護予防という観点で 65 歳以上の方を対象にしている。

関連質問 2-2 として、地域ケア会議は 65 歳以上という定義があるようですが、障害者は入らないのかという質問です。これに対する回答として、障害者も含まれる。地域で生活する上でお困りの場合は、地域ケア会議を開催させてもらう。

次に、質問 3 として、生活支援体制の関係。協議体をつくろうということで、コーディネーターを社協に委託し、支援員を各集落に配置するということだが、具体的にどのように取り組んでいくのか、健康福祉課としてどう考えているかという質問です。これに対する回答として、全ての集落を回れていないが、各区長と面談し、支援員が決定したところについては説明会を行っている。まず、協議体の必要性、どのような人に寄っていただくか、地域課題の整理の前に人口シミュレーションや要介護の推移の資料も提示し、介護サービスの普及によって地域のつながりが希薄になり、支える力が弱くなっている状況なども説明している。このような進め方で、町全体へ広げていく。

次に、質問 4 として、香翠寮の建てかえはという質問です。これに対する回答として、今のところ、協議していない。

継続質問 4-2 として、耐震的にどうなのか検査されていると思うが、人権的観点からも相当古い施設である。長期に生活するには生活環境の整備が必要。1 部屋 4 人でスペース狭い、問題視していないのであればぜひ検討をという質問です。これに対する回答として、老朽化しているのは見てとれる。協議していきたい。

以上が健康福祉課関係の報告です。

次に、住民生活課についてでございます。1、中播衛生の事務費分担金の改正について。事務局費分担金の均等割部分については、平成 30 年度算定から 1 市 3 町で均等割、各市町 1 対 1 とするとした均等割協議会の協議結果を実施することが確定した。2、中播北部行政事務組合、次期ごみ処理計画について、3、生ごみゼロを目指す具体的方針、4、子ども・子育て支援関連事業の取り組み状況について、5、要保護児童対策について、6、防災・防犯対策の取り組みについて、7、町営住宅の管理運営について、8、国民健康保険の取り組みについて、以上の説明を受けております。

次に、主な質疑応答の報告をします。

質問1として、中播北部ごみ処理場の候補地だが、コンサルを入れて行くと理解しているが、それぞれ事情がある中でどのように行うのかという質問です。これに対する回答として、3町で各町5カ所程度の条件の合うところを利害関係のないコンサルに選定してもらおう。地域事情を度外視してコンサルに選定してもらうために発注する。

継続質問1-2として、候補地は町でそれぞれの事情がわかると思うが、そういうところを事前にやりとりしながら選定していくのではないかという質問です。これに対する回答として、コンサルに先に選ばせて、協議会で絞り込むという進め方をしている。

継続質問1-3として、用地決定が一番大事だと思うので、もめることも想定して、早目の工程として7年計画ぐらいにしてはという質問です。これに対する回答として、次の検討委員会からになるが、今のクリーンセンターが8年かかっている。用地が決まってから六、七年であろうという考えを持っている。造成工事もあるので、用地選定を急いでいるところである。

次に、質問の2として、国保会計の県のほうで取り組みが30年度から始まるが、広域行政の意義は、町にとって、被保険者にとってメリットはという質問です。これに対する回答として、改革の根本は現状の国保財政の問題点、山間部は総じて年齢構成が高く医療費水準が高い、都市部と比べて所得水準が低く負担が重いため、収納率が低下してきているといった財政基盤的な問題。このように財政が不安定で、リスクの高い被保険者3,000人未満の小規模保険者の存在、神河町は2,733人で、これに該当する。そういった市町間の格差を是正する方策として、財政支援の拡充、県と市町の役割分担の適正化、財政安定化が一番の目的。現状、一時的に税率上がる可能性もあるが、将来的には安定に向かう。あわせて、医療費抑制で税が下がるインセンティブも残した改革である。

継続質問です、2-2として、財政が逼迫していることに対しての早目の手当てということが、大きな枠組みで安くなるのが常識的な考え。小さな自治体救済になっているのかという質問です。これに対する回答として、県の具体的な説明がまだない。神河町では県平均より低い税額で、一本化で高くなるというデメリットではあるが、メリットとしても財政の安定化がある。また、健康増進に取り組めば補助がおりる制度もあると聞いている。今まで2回ほど広報で周知しているが、具体化すれば町民に理解を求めていく。

関連質問2-3として、データヘルス計画は補助金に影響すると思うので、国保レセプトに基づき分析し、保健事業に生かされないといけなくなるが、現行の保健事業との整合性についてはどうかという質問です。これに対する回答として、平成29年度末までに第1期計画策定と法律で定められている。既にある計画との重複部分もあるので、整合をとりながら有効な計画にしていかなければならないと考えている。

次に、質問3として、防災行政無線のふぐあいの関係で、アンテナの新調は受信機の

アンテナを伸ばしたという理解でいいのか。原因の説明で、関電の電柱の件は、越知谷中継局は高圧で川上は普通の電柱という中で、碍子の経年劣化という話があるが、劣化としたらなぜ影響が出てくるのか、その辺の経緯を詳しく教えてほしいという質問です。これに対する回答として、アンテナの伸長は、戸別受信機に対して付随しているアンテナを伸ばしたということです。碍子は電気を絶縁するもの、トランスは低圧にするもので、避雷器もついている。また、通常の6,000ボルトの電柱にもトランスはある。これら全てが悪さをして影響が出ている。川上地区のふぐあいの対処は、停電でノイズが発生している電柱が数本あったということで、電線の張りかえを行うと聞いている。碍子は陶器でできており、経年劣化で微細なクラックが入るのが原因。

継続質問3-2として、経年劣化は今後も起こる。根本的な解決を。山間部は春から夏にかけて電波の受信状況がよくないということだが、災害の起きやすい時期でもある。防災無線の本来の機能を果たせるのかという質問です。これに対する回答として、雨が降ったときの障害については、設計段階では補強をかけ、豪雨では電波を増幅する設計になっている。50万ボルトの高圧と通常の6,000ボルトの電磁波に差異があってもノイズは常に出ているが、電波の受信状況が上回っている。ノイズが恒常的に強く出る障害物は除去しなければならないが、電柱による障害はその都度関電が無償で対応する。

次に、質問4として、防犯灯の予算に関して、CO₂削減に向けたLED化の町管理の取り組みはという質問です。これに対する回答として、町管理の防犯灯は全部で196基、神崎エリア126基、大河内エリア70基で、23基交換済みで、29年度は17基（大河内エリア）を電源立地交付金で切りかえを行う。今後は過疎債を活用して、建設課の街路灯を含めて、4年計画で完了を目指す。

関連質問4-2として、CO₂削減に関して、公共施設もあるが、全般的な議論や取り組みはという質問です。これに対する回答として、全庁的な取り組みとして、CO₂削減計画を第1期、第2期に分けて策定し、第2期の計画の中ではカーボン・マネジメント事業も入れて取り組んでいる。

次に、質問5として、コンポスト助成について5月号広報に載っていたが、周知ができていないのでは。告知放送の検討をしてはどうか。また、指定販売店の捉え方という質問です。これに対する回答として、告知放送も考えている。広報の掲載については今後も行い、ホームページへのアップも進めている。指定販売店は主に電動式を想定しているが、ホームセンターも指定販売店の申請をしてもらえれば取り扱える。狙いは町内での経済循環にある。

次に、質問6として、空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例に関して、条例は特定空き家となっているが、マニュアルでは危険空き家となっている。その違いは。住民の役割として町の施策に協力するよう努めるとあるが、利活用に関しては所有者の提供がないと町の施策に協力できない。住民の協力というのは所有者を含めたことかという質問です。これに対する回答として、条例上は危険空き家という文言は出て

こないで特定空き家となっているが、マニュアルには危険空き家のほうがわかりやすいので使っている。利用者については、所有者の同意が前提、住民に所有者も含まれているという解釈である。

以上で民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、産業建設常任委員会、藤原裕和産業建設常任委員長、お願いします。

○産業建設常任委員会委員長（藤原 裕和君） それでは、引き続きまして、産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成29年度に入りましての産業建設常任委員会を5月15日に開催をいたしております。その中の事務調査の主なものの報告とさせていただきます。

まず、建設課の関係では、寺前地内秋桜たうん下の町道水走り中河原線の工事に関しては、城山谷川の橋梁部分の工事も完成をいたしました。今年度においては山林の用地取得と西側への工事を進めるとのことです。また、福本地内、福山の町道神崎市川支線については、昨年度の工事の続きを予定しているとのことです。

それから、橋梁の長寿命化の修繕対象の橋梁は全体で96橋となっております。平成29年度、今年度については修繕設計委託6橋、修繕工事については17橋の予定で進められます。平成28年度の補正での吉富地内の久子橋の橋梁については、猪篠川の渇水期、川の水の少ない時期に工事を着手される予定とこの説明を受けております。

それから、委員からは、その他としまして、大雪による除雪対応策について、もっとしっかりしたものにしてほしいというような除雪対策の要望がございました。細岡副町長からは、関係課で協議をしており、今回からは建設業者さんに早目に出動してもらう体制や、また、大型の除雪車の購入についても協議をしているとのことです。それから、また、今回の過疎地域の指定を受けまして、この4年間の計画をしっかりと立て、過疎債を有効に利用して活用してほしいという要望もございました。

それから、道の駅「銀の馬車道・神河」の関係の整備工事については、工事については建設課が対応されます。現在、入札も請負契約の議決も済みまして、工事着手がなされております。地域振興課とも調整しながら進めるとのことです。オープンは11月の予定ということになります。

次に、上下水道課の関係について。水道事業の平成28年度、昨年度の漏水修繕件数は全体で、給水管で152件、本管で22件の、合わせて174件の報告がありました。頻繁に発生する箇所については、新しく全部給水管をやりかえる方向で進められております。また、有収率67.9%の約3割以上がロスになっているとの質問がございまして、漏水の原因で、主に表に出ている漏水はその日のうちに直し対応しているとのことですが、地下で複数漏水しているものと思われ、その部分については春と秋口に漏水調査を実施しています。修繕しても、管が古いので、直してもまた違うところで破損する状況であるとのことでの説明を受けました。

それから、水道施設の遠隔監視システムの工事の整備により運用がなされております。コスト削減される効果とはとの質疑がございまして、これまでのNTT回線の使用から、今度はインターネット接続の費用と保守管理ではテレメーターの点検からクラウド方式に変更がなされ、合わせて400万円ぐらいの年間支出が抑えられるとの説明も受けました。

次に、地籍課の関係については、今回、特に報告すべきことはございません。

次に、地域振興課の関係で、道の駅の管理についてや、地域の方々にどう携わっていただくか、そのための組織づくりを農林業係が担当されます。道の駅の登録許可を受けた申請書の中身では、オープン当時は神河町が中心となり道の駅の運営協議会を設立し、神崎フードさんが当分の間は軌道に乗るように運営されるとのことであります。なお、委員からは、この設置条例の制定の要望もございました。また、この事業は兵庫県と一緒にやる一体型の事業でありまして、常に兵庫県との協議が伴うものとなります。

それから、その他の関係では、農業委員会等に関する法律の改正に伴う重点事項と農業委員会の選任について、平成30年4月1日より新体制となる内容等の説明もありました。この内容では、神河町の農地面積により、農業委員の選出は定数を現行の21名から14名以下とし、要件も変更されるようであります。また、農地利用最適化推進委員さんというものが新設されるとのことであります。

それから、商工観光係の関係では、平成28年度の、昨年度の観光施設の入り込み客数の状況については、前年に比較をいたしまして約6万人の観光客の減、63万4,110人となっております。これは、昨年天候等により集客が大きく減少したという説明報告もございました。

商工観光の関係では、その他については、桜華園の桜がよく枯れておるとい部分の質疑などもありました。また、グリーンエコー笠形のスポーツ施設等の管理についての質疑も委員会でも出されたところでもあります。

以上、簡単な報告となりましたけれども、以上で報告を終了いたします。

○議長（安部 重助君） 次に、人権文化推進特別委員会、廣納良幸人権文化推進特別委員長、お願いします。

○人権文化推進特別委員会委員長（廣納 良幸君） おはようございます。人権文化推進特別委員会の廣納でございます。閉会中の委員会報告をいたします。

去る5月17日に人権文化推進特別委員会を開催し、平成28年度、29年度の事業執行状況について説明を受け、調査を行いました。調査内容は以下のとおりでございます。

まず、教育委員会教育課、松田課長より、人権啓発、人権学習事業等の町の取り組みについてございまして、小・中学生の人権学習事業での作文や発表等を見ると、大変素晴らしい学習をしているとのことございました。委員からは、さらに町内の全小学生・中学生が人権に関する考え方、感じ方、思いを共有する学習を進められないか、ま

た、高齢化が進む中で、お年寄りへのいじめや差別も見受けられるようなことなので、取り組みが必要などの提言もありました。全委員の一致した考え、意見であり、これらの取り組みをしっかりと進めることが、神河町がより人権文化の香る町になり得るものであると確信する思いでありました。

次に、いじめに関する報告がありました。平成26年度はゼロ件、27年度は小学校で1件、28年度は小学校で31件、中学校で4件と大幅に増加しているが、これらは、平成28年度から国、県からの通達等で、いじめの判断は行為の内容ではなく、いじめられた側の立場に立ち、早目にその芽を摘むということで、ささいなことでも報告するようになったことによるものでございます。内容的には、悪口やからかい、たたいたり、つねったりの身体的なものや、仲間外れなどで、暴力、恐喝、集団無視などの重大事案はなかったということで少し安堵した思いもあります。そのほか、児童・生徒の問題行動についても、数件、報告を受けたところでございます。

続いて、神河町議会人権文化推進特別委員会は、神河町人権文化推進協議会の廣納智秋会長様以下、各委員会メンバー様とともに、神河町の人権について、日々、問題はないかと教育委員会等を中心に情報の共有を行い、問題解決に取り組んでいるところでございます。議会の委員会は年に1度しか開催しませんが、あらゆる人権に対して問題が発生した場合には、直ちに委員会を招集できるようになっておりますので、安心して御相談していただきたいと考えております。子供、女性、高齢者、障害をお持ちの方々等、皆様とともに全ての人権を守るためにも、絶対に差別をしない、絶対に差別を受けない、絶対に差別を許さないという強い信念で神河町の人権を守り抜いていきたいと考えております。行政機関、教育機関、学校等は、住民の皆様のお声がすぐに反映できる体制にあることも申し添えさせていただきます。

次に、住民生活課、高木課長より、本人通知制度の神河町における状況について説明を受けました。平成29年5月9日現在、登録者数合計は584名、登録率は4.98%、本人通知数は113件、本人通知数の113件の内訳は、個人の第三者請求が20件、法人の第三者請求が22件、八士業、司法書士等、相続関係等々59件、本人の代理人12件、開示請求13件でございます。参考までに、郡内の状況は、平成29年3月31日現在、市川町265人、12人増、福崎町145人、14人増、ちなみに神河町では111人の増加になっております。郡内の数字に差異があり、委員から、さらなる登録者数の増数を図るために、郡内3町で連携し啓蒙、啓発を行い、足並みをそろえていただくように努力をお願いしたいとの意見がありました。

事前登録申出書の押印は、平成26年6月1日で廃止となっております。3年間の登録期間についても、本人に登録廃止の意向を文書で郵送し、廃止の申し出がなければ登録を継続することとなっております。

簡単ですが、以上で人権文化推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会、藤森正

晴公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員長、お願いします。

○公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会委員長（藤森 正晴君） 6番、藤森です。公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会の閉会中の報告をいたします。

去る5月22日に委員会を開催し、実施設計の完成について、また入札の執行についての説明、調査をしました。

まず最初に、実施設計については、契約書どおり完成し、設計額については予定した金額内におさまっていますとのことであります。

次に、入札執行については、事後調査型条件つき一般競争入札により実施をし、入札参加者に必要な資格に関する事項の中で、特に建設業法に規定する建築工事に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値について1,500点以上であることや、過去15年間に対象工事と同等規模以上の元請として施工実績があることなどを要件としている。なお、入札の執行については6月9日であります。

次に、主な質疑について報告いたします。

まず最初に、入札の告示がされ、応募状況はどうかという質問に対して、4社の申し出があったが、現場説明会には3社の業者が来られたということであります。

次に、2つ目の質問でございます。各業者、仕事が欲しいと思うのに、3社と少ない。どのように判断されているかの質問に対して、業者の話によると、人手不足の状況で、なかなか調整がつかないとのことであります。

次に、町内業者への下請の確約はできているのかの質問に対し、学校等25%であったが、手術室などの機械が大きな金額を占めているので、下請に入れるのは15%を努めるようお願いをしているとのことであります。

以上、簡単でございますが、報告といたします。

○議長（安部 重助君） 次に、峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会、お願いします。

三谷克巳峰山高原スキー場整備事業調査特別委員長。

○峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会委員長（三谷 克巳君） 委員長の三谷でございます。それでは、峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会の調査活動の報告をさせていただきます。

報告につきましては、お手元の開催結果報告を御参照いただきたいと思います。委員会を5月22日に開催し、工事の進捗状況等の調査を行っております。

まず、調整池設置工事ですが、5月15日現在の進捗率は1期工事が55%、2期工事が8%となっています。調整池の残土をリフトの乗り場付近に盛り土をして処分していますが、雪等のため処分土が軟弱なため地盤安定処理をしなければならないので、その工事を追加発注するとのことでございます。

次に、造成工事の5月15日現在の進捗率は50%でございます。伐採はほぼ完了していますが、湧水が多く発生しているため、これの対策として暗渠排水箇所をふやすの

で、その工事も追加発注するとのことです。

次に、リフト、人工降雪機、照明、電気などの設備整備工事ですが、これの5月15日現在の進捗率は1期工事が47%、2期工事は4月27日に着手し、進捗率は10%となっております。第2リフトの調整池付近の支柱5基の基礎部分は、実測の結果、地耐力が不足していることが判明したため、くいを打つ工事を追加発注するとのこととございます。

センターハウスの新築工事は、4月27日に着手し、5月15日現在の進捗率は1%でございます。センターハウスに給水するための受水施設の改良工事は、5月18日に入札し、落札をいたしております。

全体の工事を12月16日のオープンを目指して進めており、また、13日には竣工式、セレモニーですが、これを計画しているとのこととございます。

また、スキー場整備に支障となった県行造林内の杉712本、ヒノキ40本の立木補償費442万6,000円を支払うとのこととございます。これらの追加工事等によりまして、スキー場全体の事業費は10億8,290万円にふえておりまして、29年度の整備の財源は辺地対策事業債を予定しておりましたが、これを過疎債に振りかえることで県と協議をしているとのこととございます。なお、この過疎債を充当した場合の一般財源相当額は約2億5,563万円になります。

また、スキーコース内の伐採した木は、高朝田の小径木処理場に仮置きをして、129人の方、約180トンですが、が持ち帰られたとのこととあります。これ以外に、前回の委員会でも報告がありました県道加美穴栗線の上小田地内のチェーンの着脱場やトイレの設置、安全施設、視距改良については特に進展がなく、引き続き協議をしていくとのこととございます。

また、鍛冶地内の臨時駐車場につきましては、造成の設計書の作成に入っていくとのこととございます。

また、アクセス道となります町道峰山砥峰線の道路際の立木の伐採については、4月以降、上から順番に伐採をしており、視界がよくなっているとのこととございます。

次に、案内看板でございますが、看板は当初3カ所程度を考えていましたが、警察との協議も踏まえて検討した結果、電光掲示型の看板を、播但道の神崎南インターをおりたところと国道312号の市川町境界付近に設置します。また、電柱等に巻きつける看板は、国道312号と県道加美穴栗線などで約47カ所を考えているとのこととございます。計画している電光掲示板の大きさは、神崎南インター付近のものが縦1.8メートル、横2.7メートル、また、国道312号のものは縦が60センチ、横が4.8メートル程度でございます。掲示内容につきましては、職員がパソコン等で変更できるので、いろんな活用が考えられ、またスキーシーズン以外は、町全体の観光PRにも使うことを考えているとのこととございます。これらの看板の設置費は約3,000万円でございます。これらの財源としましては、企業版ふるさと納税と寄附金で確保していくとのこと

で、6月議会に補正を考えているとのことでした。

委員会では、設置場所、また設置数、町全体の観光施設の案内看板について検討するように、いろんな意見が出されたところですので。また、これ以外の質疑応答、意見等につきましては、お手元の別紙につけております内容のとおりですので、後ほど御一読ください。

以上で特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（安部 重助君） それでは、私のほうから、3月定例会以降の重立った事項について報告をいたします。

3月の28日、介護保険運営協議会が開かれ、小林民生福祉常任委員長に出席していただいております。

3月30日、中播北部行政事務組合議会定例会第2日目が開かれ、廣納副議長、小林民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は、平成29年度事務組合会計予算について、原案のとおり可決しました。

同じく3月30日、中播農業共済事務組合議会定例会第2日目が開かれ、藤原裕和産業建設常任委員長と私が出席しております。付議事件は、平成29年度事務組合農業共済事業会計予算等について、原案のとおり可決しました。

同じく3月30日、中播衛生施設事務組合議会定例会第2日目が開かれ、小林民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は、平成29年度事務組合一般会計予算について、原案のとおり可決しました。

4月2日、神河町消防団初出式並びに入退団式が開催され、私と各議員が出席しております。

4月7日、元大河内町議会副議長、故川村利男様の叙勲を、山名町長と私が訪問し、御家族に伝達しております。

4月8日、桜華園さくらまつりが開催され、私が出席しております。

4月10日、神崎高等学校入学式が開催され、私が出席しております。

4月29日、「播但貫く 銀の馬車道 鉾石の道」日本遺産認定式典が史跡生野銀山で開催され、廣納副議長と私が出席しております。くす玉開披や地域の方々による風船飛ばしなどが行われ、日本遺産認定を盛大に祝しました。

5月10日、第182回兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開かれ、私が出席しております。議案は、平成28年度一般会計決算について、原案のとおり認定しております。引き続き、兵庫県町議会議長会臨時総会及び評議員会議が開かれ、各町議長の異動に伴う役員の選任が行われました。評議員会議の議題は、平成28年度一般会計決算の認定、平成29年度定期総会の運営等であり、いずれも原案のとおり認定、了承しております。

5月11日、西播磨市町議長会第1回総会が姫路で開催され、私が出席しております。議事は、平成28年度の事業報告並びに会計決算、平成29年度の事業計画並びに予算

についてで、いずれも原案とおり認定、可決しております。

同じく5月11日、神河町人権文化推進協議会総会が開催され、廣納人権文化推進特別委員長ほか各委員と私が出席しております。

5月12日、神崎郡議長会が開かれ、私が出席しております。協議事項は、平成28年度事業報告及び決算、平成29年度事業計画についてであり、いずれも承認しております。また、平成29年度から2年任期の会長に私が選任されております。

5月16日、神河町国民健康保険運営協議会が開かれ、小林民生福祉常任委員長に出席していただいております。

5月17日、神河町観光協会通常総会が開催され、藤原裕和産業建設常任委員長と私が出席しております。

5月20日、日本遺産認定記念講演会がグリンデルホールで開催され、私と各議員が出席しております。

5月21日、神河町消防操法訓練大会が開催され、私と各議員が出席しております。

5月25日、兵庫県町議会議長会の第68回定期総会が神戸市で開催され、私が出席しております。定期総会の議事については、県町議会議長会の岡本会長から平成28年度会務報告が行われ、了承しております。また、新たな会長に多可町議会清水議長、副会長に新温泉町議会小林議長と私が選任されております。総会終了後、「多様性と連携が織りなす兵庫の地域創生」と題して、県地域創生・女性担当理事、柳瀬厚子氏から講演を受けております。

5月26日、神河町商工会通常総代会が開催され、私が出席しております。

5月27日、神河町健康・省エネ講演会がグリンデルホールで開催され、廣納副議長、小林民生福祉常任委員長ほか各議員に出席していただいております。

5月28日、自主防災かみかわの総会が開催され、私が出席しております。

同じく5月28日、井戸知事の県政報告会が福崎町エルデホールで開催され、私と各議員が出席しております。

5月30日、神河町戦没者慰霊祭が姫路護国神社においてとり行われ、各議員に出席していただいております。

5月31日から6月1日、平成29年度町村議会議長・副議長全国研修会が東京、中野サンプラザで開催され、廣納副議長と私が出席しております。研修事項は、「大震災における自治体と議会の使命」と題して、地方自治総合研究所主任研究員、今井照氏から講演を受けた後、町村議会特別表彰を受けられた北海道浦幌町議会と京都府精華町議会の両議長から議会活性化の取り組みについて事例発表があり、最後に、「議長・副議長のあり方」と題して、新潟県立大学国際地域学部准教授、田口一博氏から講演を受けました。翌6月1日には、兵庫県町議会議長会の行政視察として、東京都西多摩郡瑞穂町議会において議会改革の取り組みを調査、研修しました。

6月の2日、平成29年度第1回地方行政課題研究会が神戸で開催され、私が出席し

ております。「人口減少の課題と地方創生」と題して、明治大学政治経済学部教授、加藤久和氏から講演を受けております。

6月9日、兵庫県町議会議長会正副会長会議が神戸で開かれ、私が出席しております。平成29年度事業実施計画、県議会と市議会、町議会の3議会による地方議会協議会の開催、兵庫県政に対する要望などについて協議をしております。また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、4月14日に第50号を発行し、それぞれ各区長様を通じて全戸に配布しております。

以上で、閉会中の重立った事項について報告を終わります。

ここで、トイレ休憩のため、暫時休憩をいたします。再開を10時50分といたします。

午前10時35分休憩

午前10時50分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

これより議案の審議に入ります。

日程第4 報告第1号及び報告第2号

○議長（安部 重助君） 日程第4、報告第1号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）及び報告第2号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題とします。

上程2報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第1号及び第2号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）でございます。

町長の専決処分手項の指定についての規定に基づき、昨年2月13日に発生した公用車の対物事故及び対人事故について、示談が成立したものを専決処分させていただいたものであります。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課、日和課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、報告第1号及び第2号について、お手元の専決処分書により御説明を申し上げます。

事故発生日は平成28年2月13日土曜日、午後4時ごろで、事故発生場所は神河町南小田1384番2地先でございます。

事故概要は、長期山村留学業務を受託しております公益財団法人育てる会の職員2名が、児童5名、大学生ボランティア1名を町が保有する公用車で引率中、運転を誤り、ガードレールを倒して、道路下の田に転落したものでございます。

報告第1号は、相手方は兵庫県福崎土木事務所のガードレールであり、損害賠償額は42万8,760円で、示談成立日が平成28年3月3日、賠償金支払い日が平成28年5月31日です。

次に、報告第2号でございます。相手方は兵庫県神戸市在住の男性、地域交流センター児童です。損害賠償額は80万3,938円で、示談成立日が平成29年5月10日、賠償金支払い日が平成29年6月9日です。

事故の責任割合についてでございますが、育てる会の職員の運転誤りで発生していることから、いずれも町が100%、相手方がゼロ%となります。

なお、大変御心配をおかけしました本件につきましては、平成28年9月議会で報告をさせていただきました6件の報告を含め、対象児童5名、ボランティア大学生1名、育てる会職員1名、ガードレール1件を合わせ、合計8件の相手方に対する賠償が全て終了をいたしました。改めまして、関係者の皆様に心からおわびを申し上げ、引き続き安全対策の強化と事故の再発防止に向け取り組んでまいりますことを申し上げ、詳細説明及び御報告とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。そしたら、一、二点、ちょっとお伺いいたします。

報告2号のほうで、男子生徒のほうに示談金支払われているんですけども、去年の9月でしたか、たしか34万ほど払われた分、あれは一時払いのような格好になっていたと思うんですけども、足した額が結局本人に支払われたのかという点が1点と、それから、2つ目です。全ての分合計しますと、総額222万ほど多分なっていると思うんですけども、公用車の車両、修繕されたのか、更新されたのか、その費用は何ぼで、トータル今回の事故に伴う負担額は幾らになるのかを教えていただきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 総務課、日和課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。藤原資広議員の御質問に対して、まず1点目でございますが、本日報告をさせていただきました神戸市在住の児童につきましても、この間の議会報告は行っておりません。先ほど申し上げましたように、本件の報告をもって全て8件の報告が終了するというところでございます。

なお、このハイエース事故にかかわる全ての損害賠償額ということのお尋ねの趣旨か

なというふうに思うんですが、その件につきましては、まず、9月議会で報告をさせていただきました、当時は報告第3号ということでございましたが、その男子児童が1名、5万6,820円、それから報告第4号で報告をさせていただきました大学生ボランティアが9万9,050円、それから報告第5号で報告をさせていただきました女子児童が3万5,760円、それから報告第6号で報告をさせていただきました男子児童が10万9,080円、それから報告第7号で報告をさせていただきました男子児童が9万9,280円、それから9月議会の追加提案で報告をさせていただきました地域交流センター育てる会職員に係る賠償が24万5,260円、それから本日報告をさせていただきました男子児童が合計で80万3,938円、それからガードレールが42万8,760円、以上をトータルをいたしますと187万7,948円というところでございます。以上です。

失礼いたしました。車両の部分につきましては、額については、少し記憶違いがあるかもしれませんが、100万円程度であったかというふうに思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。そしたら、昨年9月ごろにたしか34万2,000円ほどのこと、多分部分払いのこと話されてたと思うんですけど、あれはどうなったんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課、日和課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほども申し上げましたように、総務委員会等において中間的な状況は御報告をさせていただいているかとは思いますが、この事故報告につきまして、当時は1件1件その示談が成立をし、そして賠償金の支払いを行った時点で行うべきであろうというような御質問をいただいた記憶がございます。その中で、私といたしましてはこの1件のこの事故全てが終了した時点というふうに認識をしておりましたので、その認識が甘かったということで御説明もさせていただき、そして、9月議会の時点でそれまでに示談成立の部分について御報告をさせていただいたと、そして、このたびの報告で全てのこの事件と申し上げますか、事故報告が終了したというところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） ほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結いたします。

報告第1号及び報告第2号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いします。

日程第5 報告第3号

○議長（安部 重助君） 日程第5、報告第3号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第3号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）でございます。

町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、昨年7月4日に発生した公用車の対物事故について、示談が成立したものを専決処分させていただいたものです。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課、日和課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、報告第3号についてお手元の専決処分書により御説明を申し上げます。

事故発生日は、平成28年7月4日月曜日、午後1時ごろで、事故発生場所は、神河町粟賀町661番1、神河町学校給食センター敷地内駐車場でございます。事故概要は、神河町給食センター職員が運転する公用車を駐車場内にて方向転換をするため後進をさせた際に、後方確認が不十分であったことが原因で、後方の駐車場の枠内に駐車中でありました相手方の車両に接触をさせたものでございます。事故の責任割合は、運転誤りで発生していることから、町が100%、相手方がゼロ%となります。相手方は、兵庫県神崎郡神河町在住であり、損害賠償額は1万5,984円で、示談成立日が平成28年8月22日、賠償金支払い日が平成28年9月9日です。

なお、この件につきましては対物事故としての示談が成立をしておりますが、直近の議会にて御報告をさせていただくべきところ、漏らしておりました。まことに申しわけございませんでした。

以上が報告第3号の詳細説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。今、総務課長のほうから説明ありました28年、昨年の7月に発生して示談が成立したのが8月、賠償金の支払いが9月ということで、1年前にもう既に完結しておる専決処分が漏れておりましたということなんですが、これはただ単にうっかり忘れてたということなのか、それとも認識が甘くて報告しなくていいと思われたのか、どちらかちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（安部 重助君） 総務課、日和課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。2点ございまして、1つは、私自身が損害賠償という部分について人身という部分の捉え方をしていたというところが1点ございます。その点が1点と、それから、もう1点につきましては、この28年度の決算を、現在決算内容を確認をしていると、そういった中でこのたびの事故が確認をされたということで、再度この間の経過を確認をさせていただき、物損事故であっても御報告をさせていただく必要があったということで、このたび御報告をさせていただいたというところでございます。ありがとうございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

報告第3号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いします。

日程第6 報告第4号

○議長（安部 重助君） 日程第6、報告第4号、平成28年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第4号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、平成28年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件でございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度の繰越明許費の8事業につきまして、繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、詳細説明をいたしますので、一般会計繰越明許費繰越計算書をお開きください。

これにつきましては、平成28年度一般会計補正予算（第7号）で可決をしていただきました繰越明許費の8つの事業についての財源内訳表でございまして、その報告をいたします。

まず、2款総務費、1項総務管理費の個人情報取扱事務データベース化事業につきましては、個人情報保護条例による個人情報の取り扱い義務の登録後のデータベース化を行うための委託料でございまして、繰越額は216万円で、全額一般財源でございまして、

同じく総務管理費の民間資金等活用事業調査費補助金交付金事業は、国の補正に対応するものでございまして、旧粟賀小学校跡地のPFI導入に向けた可能性調査の事業費でございまして、繰越額は1,839万4,000円で、未収入特定財源として国庫支出金1,818万7,000円、そして一般財源20万7,000円でございまして。

同じく総務管理費の個人番号カード交付事業費補助金事業は、個人番号カードの交付に係る国庫補助事業でございまして、繰越額は93万3,000円、未収入特定財源として全額国庫支出金でございます。

続きまして、5款農林水産業費、1項農業費の地籍調査事業につきましては、測量委託料等でございます。繰越額は2,625万円で、未収入特定財源として県支出金2,600万円、そして一般財源が25万円でございます。

6款商工費、1項商工費の峰山高原スキー場整備事業につきましては、スキー場整備に係る事業費で、繰越額は4億7,635万7,000円で、既収入特定財源として5万円、これにつきましては、地方債でございます。そして、未収入特定財源として地方債4億7,630万円、そして一般財源7,000円でございます。

同じく商工費の地方創生拠点整備交付金事業は、スキー場のセンターハウスの建設とPR事業に係る事業費でございまして、繰越額は3億3,003万5,000円で、未収入特定財源として国庫支出金1億6,501万7,000円、そしてその他として、諸収入として受ける1,450万円、地方債1億5,050万円、そして一般財源1万8,000円でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業は、橋梁長寿命化の修繕工事費等でございます。繰越額は3,870万5,000円で、未収入特定財源として国庫支出金2,088万3,000円、地方債が1,360万円、そして一般財源422万2,000円でございます。

8款消防費、1項消防費の防災行政無線システム整備事業につきましては、その工事費等でございます。繰越額は6,164万6,000円で、未収入特定財源として地方債6,160万円、そして一般財源4万6,000円でございます。

これらによりまして、翌年度へ繰り越すべき財源の合計額といたしましては、既収入特定財源の5万円と一般財源の合計額691万円を合わせました696万円となるものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。1点教えていただきたいんですが、6款の商工費の上の方の段で峰山高原スキー場整備事業で既収入の特定財源として起債が先ほど5万円という説明をされたんですが、通常、起債は10万円どめにな

と思うんですが、今回このような5万円だけの地方債の収入があったという部分の、その辺の説明をお願いしたいと思うんです。

○議長（安部 重助君） 総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。この部分につきましては、繰り越しの部分と年度内の執行の部分というふうに分けましたときに、起債の発行につきましては三谷議員おっしゃられるとおり10万円単位の発行ということでございまして、年度内の執行の係る部分について10万円未満の端数処理ということとをしますと、10万円が端数処理で消えてしまうということになります。それを今回繰り越す部分と合わせまして、その年度内執行の部分において、前借りという部分で端数処理をしなくて、その10万円単位での借入れということの中で、現年執行分の端数と繰り越しの端数をそこで調整をして借入れをしてきたというところの中で、5万円については29年度執行分の起債だということの中でこういう処理をさせていただいたということで、これについては、それぞれ起債を借入れするところの取り扱いというところでこういう取り扱いをさせていただいております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

報告第4号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第7 報告第5号

○議長（安部 重助君） 日程第7、報告第5号、平成28年度神河町水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第5号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、平成28年度神河町水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件でございます。

平成28年11月から進めております上小田第3配水池及び大河配水池整備工事が、計画案の策定に相当の期間を要し、工事の入札、契約がおくれたため平成29年度への繰り越し事業としたことから、地方公営企業法第26条第3号の規定により繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課、中島課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課、中島でございます。報告第5号、平成28年度神河町水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件の内容につきまして御説明申し上げます。

平成28年度神河町水道事業会計予算繰越計算書をごらんください。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、簡易水道等施設整備事業で、大河配水池及び上小田第3配水池新設工事で、予算計上額1億4,202万9,160円、支払義務発生額1,428万5,160円、翌年度繰越額1億2,774万4,000円、財源内訳は国庫補助金で3,193万6,000円と企業債で9,580万円、損益勘定留保資金で8,000円、不用額はゼロ円でございます。

この工事は、国の第2次補正に伴う補助金を昨年11月に要望し、内示を受けまして、12月から調査、実施設計に着手し、整備計画案により大河配水池新設に伴う土地所有者等との協議を行いました。施工予定地の支障立木補償の一部の承諾が困難であることが判明し、整備計画案の変更が発生し、変更後、立木所有者との補償交渉を行い、実施設計に着手しましたが、整備計画案の変更により時間を要し、実施設計がおくれたことにより、年度内完成が無理であると判断し、繰り越し事業としました。

以上が繰り越し内容並びに繰り越し理由でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

報告第5号については以上のおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第8 報告第6号

○議長（安部 重助君） 日程第8、報告第6号、平成28年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第6号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、平成28年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件でございます。

この兵庫県町土地開発公社は、構成団体の兵庫県下12町から委託を受けて、公共用地の取得、処分等の事業を行うものであり、本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、兵庫県町土地開発公社の平成28年度事業報告及び計算書類によりまして説明をさせていただきますので、まず、1ページをお開きください。

まず、事業概要でございます。平成28年度における事業の概要につきましては、まず、公共用地の取得事業におきまして、受託事業実績については、1町1件、これは福崎町の物件でございます。それで土地取得面積1,142平方メートル、事業費7,960万9,000円でございます。一方、土地の処分状況につきましては2件ということで、福崎町と市川町、1億4,126万3,000円となっております。本年度で処分が完了をいたしました土地はございませんでした。

この結果、年度末の借入金残高は1億5,286万1,000円でございます。

次に、事業収支でございます。2年連続の黒字ということで、利益額は27万4,422円となっているところでございます。

なお、この収益分については、全額未処分利益剰余金に積み立てをいたしまして、翌年度繰越剰余金を1,972万5,040円としているところでございます。

続いて、2ページにつきましては、今、私が申し上げた数字が表になって入っておりますのでごらんおきをお願いいたします。

続いて、3ページをお開きください。財務の概要でございます。まず、収益的収支及び支出でございます。収入、1、事業収入、1、公有地取得事業収益といたしまして、1億4,204万7,643円ということで、これにつきましては2町3件分の町からの買い戻しの収益ということになります。そして、予算に比べて決算額の増減というところで、1億2,894万7,643円と、予算に比べて非常に大きくなってございます。これにつきましては、福崎町さんが繰り上げ償還をしたというところの中で、予算に比べて大きくなっているところでございます。

続いて、2、事務費収益ということで、決算額39万8,045円ということで、これにつきましては、土地取得費の7,960万9,000円に対しまして0.5%相当の事務費をいただくということで計上がされております。

2、事業外収益というところで、1、受取利息、1、基本財産利息5,974円、これにつきましては各12町からの出資総額1,800万円に対する利息でございます。2、預金利息3,963円、これにつきましては、未処分剰余金に係る利息というところで、合わせまして9,937円の受取利息ということになります。収益的収入の合計につきましては、1億4,245万5,625円でございます。

続いて、4ページでございます。支出、1、事業原価というところで、1億4,204

万7,643円というところをごさいますて、これにつきましては、公有地の取得事業原価として2町3件分を金融機関に支払う償還金でございます。

続いて、2、販売費及び一般管理費で13万3,560円ということで、これらの事業に必要な経費ということで、1、旅費、3、需用費、4、役務費、6、負担金、補助及び交付金のそれぞれの支出をいたしているところをごさいます。収益的支出の合計につきましては1億4,218万1,203円というところ、収益的収入の合計から収益的支出の合計を差し引いた当期の純利益につきましては、27万4,422円ということをごさいます。

続いて、5ページをお開きください。5ページにつきましては、資本的収入及び支出というところをごさいます。まず、収入でございますて、1、資本的収入、これにつきましては7,960万9,000円ということで、1町1件分の土地を取得するための借入金でございます。これについては福崎町の用地の取得というところになります。

続きまして、支出、1、資本的支出、1、公有地取得事業費というところ、7,960万9,000円でございます。これにつきましては1町1件分、福崎町の取得に係る部分で地権者への支払い部分ということになります。

2、長期借入金返済金、1億4,126万3,000円でございます。これにつきましては、福崎町、市川町の2町からの買い戻し金のそれぞれ元金相当額でございます。資本的支出の合計につきましては2億2,087万2,000円でございます。

続いて、6ページの上段をごらんください。(2)借入金の概要ということで、期末残高につきましては、2町3件分の1億5,286万1,000円の残高がございます。

続いて、8ページをお開き下さい。8ページの上段、(3)役員に関する事項でございます。現在、13名の方が理事長あるいは理事として就任をされておまして、任期につきましては基本的に本年の6月の21日までというふうになってございます。

続いて、13ページをお開きください。平成29年3月31日現在の財産目録ということでございます。

まず、資産の部といたしまして、1、流動資産、1、預貯金というところ、3,772万5,040円、そして、2、公有用地といたしまして、2町3件分の1億5,286万1,000円でございますて、合わせまして1億9,058万6,040円でございます。

続きまして、負債の部、1、固定負債、1、長期借入金につきましては2町3件分、1億5,286万1,000円というところ、その一番下段に差し引き正味資産というところ、3,772万5,040円ということ、この内訳につきましては、12町の出資総額が1,800万円、そして未処分利益剰余金が1,972万5,040円、合わせまして3,772万5,040円でございます。

最後に、17ページをお開きください。この17ページ以降につきましては、平成29年度の事業計画また資金計画が記載をされておるわけでございますけれども、この29年度での用地取得を行う事業計画は、現在のところございません。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原日順君。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。今、財政特命参事の説明の中で、その3ページの事業収益、当初予算が1,310万であったものが、決算額としては1億4,000万になったということで、これについては福崎町から繰り上げ償還があったということの説明でございましたけども、その繰り上げ償還って言葉だけを聞いてますと、地方債なんかの場合は、繰り上げ償還するとペナルティー、要するに利息分まで払わないかんというのがあるんですけども、これは買い戻しという形であるから、そういったペナルティーに相当するものはないということなんですか。

○議長（安部 重助君） 総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。そのようなペナルティーとかというところは一切ございません。

○議長（安部 重助君） ほかございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

報告第6号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第9 第52号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第52号議案、中播公平委員会の委員の選任の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第52号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、中播公平委員会委員の選任の件でございます。

中播公平委員会は、3名の委員で構成しておりますが、そのうち市川町の松下洋一委員の任期が本年6月30日をもって満了となることから、引き続き委員としてお願いをいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期は4年で、松下氏以外に、福崎町の田郷正則氏と神河町の森本佳也氏が就任されております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論を終結します。

第52号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第52号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第10 第53号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第53号議案、神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第53号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例制定の件でございます。

制定の理由は、空き家の問題は全国的な課題である上、本町においても各区から老朽空き家対策を求める声が上がっており、早急な対応が望まれるところであります。国においても空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されていることを踏まえ、空き家等の適切な管理及び利活用について、所有者、自治会、住民及び町の役割、その他必要な事項を定める必要があることから制定するものです。

本議案につきましては、本年3月議会定例会におきまして提案をしたものの、取り下げをいたしました。取り下げ理由でありました表現方法と、空き家の適正管理と利活用における所有者、自治会、住民及び町の役割の見直しを行い、再度提案を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課、高木課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、第53号

議案、神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例制定の件につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、町長が申しあげました空家等対策の推進に関する特別措置法ですが、平成26年11月に公布されております。背景といたしましては、適正な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、法律により、対策を行う必要が生じました。この法律の要点といたしましては、空き家、危険空き家対策に行政が関与できるようになったことと、空き家等の利活用でございます。

それでは、条例を要約をいたしました運用マニュアルによりまして、空き家の適正管理と利活用における所有者、住民及び自治会、町の役割とその手続の流れを御説明をさせていただきます。

それでは、資料7ページ、参考2をごらんください。

まず、本条例の目的といたしまして、この条例は、適正な管理が行われていない空き家等が住民等の生活環境に深刻な影響を及ぼすことに鑑み、空き家等の適正な管理及び有効な利活用に関して必要な事項を定め、もって安全で安心なまちづくりの推進と良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

次に役割ですが、町は、空き家等の適正な管理及び利活用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。所有者等は、空き家等が特定空き家等にならないよう、みずからの責任において、常に適正に管理しなければならない。所有者等は、所有または管理する建築物が空き家等になることが確実となったときは、町及びその建築物が存する自治会にその旨を連絡するよう努めるものとする。それから、自治会及び住民、特定空き家等があると認めるときは、速やかに町にその特定空き家等に係る情報を提供するよう努めるものとする。それから、空き家等を地域の有効な資源として利活用されるよう、町の施策に協力するよう努めるものとする。

続きまして、次の手続の流れについてですけれども、左側が特定空き家の情報が入った場合、右側が利活用に関する情報が入った場合の流れでございます。

まず左側、自治会、住民から町へ特定空き家に関する情報が入った場合ですけれども、まず町によりまして実態調査を行います。続きまして、町による立入調査を行います。そして、町から所有者に対し必要な措置をとるよう助言または指導を行います。にもかかわらずその措置を履行しないとき、続きまして、町から所有者に対し、必要な措置をとるべきことを、今度は勧告をいたします。それでも履行されないときは、町から所有者に対して通知書を交付いたします。そして、神河町の空き家等対策協議会を開催いたしまして意見聴取を行い、その結果として、次の段階へ進むことになれば、その次なんですけれども、町から所有者に対し必要な措置をとるべきことを、今度は命じます。それでも履行がされないときにつきましては、まず公表をいたしまして、そして、再度空き家対策の協議会を開催をいたしまして、意見聴取を行い、そして、その結果として、

次の段階へ進むことになれば、最終手段として行政代執行となります。

次に、右側のフローですけれども、利活用の場合ですけれども、まず、所有者、自治会、住民から町へ利活用に関する情報が入った場合、まず、町から所有者等へ意向調査を行い、所有者が利活用をしてくださいますというようなことであれば、町による現地調査、外観調査を行い、全ての要件を満たせば空き家バンク等への登録を行うという流れでございます。そして、神河町空き家等対策協議会において報告をいたします。

次に、その下の米印なんですけど、まず1つ目が特定空き家の定義についての説明です。そして、2つ目につきましては、特定空き家によりまして害をかぶるおそれがある者との間で発生する問題は当事者間で解決することを基本とすると。3つ目につきましては、町は特定空き家等が急迫した危険な状態の場合、必要最小限の措置を講ずることができる、その場合の費用は所有者から徴収することができるというものです。

以上が条例の中身、内容となります。

それでは、続きまして、資料の5ページ、参考1のほうをごらんいただきたいと思います。これは条例の対照表でございます、3月議会に提案をいたしました内容を前回提案分といたしまして右側に、そして、今回の提案分を左側として対比しております。

今回修正いたしましたのは、まず、第4条、所有者等の義務でございます、前回提案分では、第1項、所有者等は空き家等が特定空き家等にならないよう、みずからの責任において常に適正に管理しなければならない。2項、所有者等は、所有または管理する建築物が空き家等になることが確実となったときは、その建築物が存する自治会にその旨を連絡するよう努めるものとするとなりましたが、今回提案分につきましては、第1項につきましてはそのまま、第2項の空き家等になることが確実となったときの連絡先に町を追加いたしました。そして、第2項、左側になりますけれども、所有者等は、所有または管理する建築物が空き家等になることが確実となったときは、町及びその建築物が存する自治会にその旨を連絡するよう努めるものとするに修正いたしました。

次に、第5条、自治会及び住民等の役割でございます、前回提案分では第1項、自治会は空き家等が特定空き家等になることを未然に防ぐため、その地域内の建築物の所有者等の情報を収集し、適正な管理を促すよう所有者等との連絡調整に努めるとともに、特定空き家等の情報を町に提供するよう努めるものとする。第2項が、住民等は、特定空き家等があると認めるときは、速やかに自治会にその特定空き家等に係る情報を提供するよう努めるものとする。第3項、自治会及び住民等は、空き家等を地域の有効な資源として活用されるよう町の施策に協力するものとするとなりましたが、今回提案分につきましては、まず、第1項の自治会の役割を削除いたします。第2項につきましては、「住民等」に自治会を追加いたしまして、また、報告先につきましても自治会を町に変更をいたしまして、第2項、「自治会及び住民等は、特定空き家等があると認めるときには、速やかに町にその特定空き家等に関する情報を提供するよう努めるものとする」に修正をいたしました。また第3項につきましては、言い回しを変えまして、「町の施

策に協力するものとする」を、「町の施策に協力するよう努めるものとする」とし、第3項、自治会及び住民等は、空き家等地域の有効な資源として利活用されるよう、町の施策に協力するよう努めるものとするをいたしました。3月議会で提案いたしました内容では余りにも自治会に負担をかける内容となっていましたので、本提案につきましては、それぞれの役割の見直しを行い、再提案をさせていただきました。

最後に、本日の神戸新聞、読売新聞におきまして、太子町の特定空き家を行政代執行により撤去作業を開始したといった記事が出ておりました。本条例につきましては、これまで行ってきました利活用とあわせて危険空き家対策に行政が関与できるようになったことをごさいます。あわせて、所有者におきましても管理責任が明確化されましたので、今後の空き家等対策がより推進できるものと思われまます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。以上です。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山です。この条例の中で、代執行及びその応急措置をされた場合、その費用については徴収することができるというような文言なんですけれども、その徴収いうんか、持ち主がその支払う義務があるということなんですけれども、支払う能力がある場合でも支払えなかった場合、もしくは支払い能力がない方の場合のその費用についてはどういうふうな対応されるのか、今のところ考えを持っておられるんでしたら教えていただきたいと思ひます。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、高木課長。

○住民生活課長（高木 浩君） それでは、松山議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

行政代執行もしくは所有者が確知できないときは、略式代執行となります。そうした場合に、除却費用が所有者が払えない場合、それから払える場合、あります。もし払えない場合なんですけれども、まず、所有者が確知できてる場合はこの行政代執行、このマニュアルの左側に沿って手続が進んでいくんですけれども、ほとんどの場合、行政代執行の場合は所有者が払えないという、最後まで除却に対して同意をされずに、そして、行政代執行に至るわけなんですけれども、払える場合もありますけど、大体が払えない場合があります。もしその行政代執行を行って、それで所有者の方が支払いができない場合につきましては、通常の私債権、私債権の滞納処理方法、いわゆる差し押さえになるんですけれども、そういった方法によりまして、費用徴収を行っていきます。その場合は、費用が支払われない場合です。もし、行政代執行につきましても、それから略式代執行にしましても、本人が支払われるということであれば、本来は基本的にはもう本人の支払いが原則ですので、その場合はもう本人からお支払いをいただきます。以上で

ございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。ちょっと確認なんですけど、行政代執行した場合の除却費用が、今、私債権になるとおっしゃってたと思うんですが、それで間違いございませんか。公債権じゃなくて私債権であるということなんですか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、高木課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 私債権で間違いございません。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。この条例、上位法の関係なんですけども、国なり県なりの財政的支援があるかと思うんですけども、この条例の整備とあわせて、そこら辺の部分はどないなるんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、高木課長。

○住民生活課長（高木 浩君） まず、このマニュアルの左側の場合なんですけれども、所有者が、例えば町のほうから除却の、例えば勧告とか命令とかした場合に、所有者の方が除却をしますよと言った場合、まず、要件といたしましては、町として空き家等対策計画を立てておく必要がございます。その計画を立てた上で、本人、所有者の方が除却をされるということであれば、補助制度がございます。国の補助と県の補助、両方の補助事業になるわけなんですけれども、国につきましては、空き家再生等推進事業、こういうメニューがございます。それから、県につきましては、老朽危険空き家除却支援事業でございます。それで、通常の場合になるんですけども、国が3分の1、県が6分の1、合計2分の1の補助率になりますけども、そこにまた町が補助要綱をつくる必要がございます。町がそんな格好で補助要綱をつくりまして、そこにまた何ぼか町が補助を追加していくことになろうかと思えますけれども、まず協議会を立ち上げて、空き家対策計画を策定し、補助要綱をつくれれば、そういった格好で、所有者さんからそういう意向があれば、そういう補助制度を使うことができます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。そしたら、事象が出た段階での対応という形になるんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、高木課長。

○住民生活課長（高木 浩君） その補助要綱、町としての補助要綱、補助制度をつくる必要がございますので、つくる、つくらぬにつきましては、この条例が可決されれば協議会を立ち上げていかなくはなりません。その協議会の中で議論をしていただいて、その補助要綱についてもつくっていくかいかないかということも議論していただく予

定であります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか質疑がないようでございます。質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第53号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第11 第54号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第54号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第54号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、本年5月16日に行われました神河町国民健康保険運営協議会において審議され、答申を受けたことに伴い、神河町国民健康保険税の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

税務課、和田課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。それでは、第54号議案の説明をさせていただきます。

神河町におけます国民健康保険の状況としましては、平成27年度より医療費の増加傾向が見られ、平成28年度におきましては一般被保険者分の給付が過去最高額となり、今後における医療費の動向について注視していくとともに、平成30年度に向けた税負担の増額の必要性を検討してきたところでございます。そうした中、平成29年度の国民健康保険特別会計におけます歳入、歳出につきまして、現行税率による試算を含め、現状を精査しましたところ、歳入の増額と歳出におけます減額が見込めますことから、税負担全体の増額は行わないことといたしました。

ただし、医療費納付額のバランスの修正と平成30年度からの広域化に向けての税算

出方法、いわゆる4方式から3方式に近づけることを目的に、それぞれの税率を改正するものでございます。

大きな内容としましては、1点目としまして、全体のバランスをとるため、応益応能割を50対50に近づけるための修正を行います。2点目には、現在、後期高齢者支援金分で歳入過多となっております分を医療給付費分に移行をさせます。3点目としましては、所得割と資産割のバランスを現行42対8から44対6に近づけるため修正を行います。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表によりまして説明をいたしますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

まず、第3条から第5条の2までは基礎課税分、いわゆる医療費分の改正でございます。2ページ、第6条から第7条の3までが後期高齢者支援金分の改正内容でございます。

この改正内容を添付資料1に表としてまとめさせていただきましたので、ごらんください。先ほど冒頭にも申し上げましたが、今回のバランスをとるという部分で、まず、全体の50対50に近づけるとともに、先ほども申し上げましたが、所得割と資産割の44対6に近づける内容といたしております。具体的には、医療費分といたしまして、所得割を現行5.39%を改正5.65%に、資産割につきましては現行18.80%を改正14.30%、均等割につきましては現行2万1,500円を改正2万3,500円に、平等割につきましては現行1万6,400円を改正1万7,000円に改正いたします。後期高齢者支援金分につきましては、所得割を現行2.53%を改正2.43%に、資産割につきましては現行8.80%を5.50%に、均等割につきましては現行9,800円を改正9,700円に、平等割につきましては現行7,500円を改正7,000円に改正いたします。介護分につきましては、現税率をもっていただきまして、先ほど申し上げたバランスがほぼ整っておりますので、今回、介護分につきましては改正を行いません。

次に、新旧対照表、2ページの下段部分になりますが、第21条、国民健康保険税の減額についてでございます。このたびの改正に伴い軽減される額の改正でございます。3ページ、第1号につきましては、7割軽減の額をお示しさせていただいております。同じく3ページ下段、第2号につきましては5割軽減の額を、4ページ、3号につきましては2割軽減の額を、それぞれ改正をしております。この改正内容を添付資料2に表としてまとめておりますので、御確認をいただければと思います。

さて、このたびの改正税率による全体の賦課額と現行税率による全体の賦課額に増減はございませんが、世帯別では資産割が賦課される世帯とそうでない世帯では差額が生じることとなります。つまり、資産割がある世帯では減額となり、資産割がない世帯においては増額となる場合がございます。

参考といたしまして、添付資料3をお示しさせていただいております。そちらの資料につきましては、今現在加入をされております世帯から一例といたしまして抽出をさせ

ていただいております。一番最初の例でございますが、所得割、資産割、加入世帯の全体の平均をとりましたところの世帯をお示しさせていただいております。上段を現行税率とし、下段を改正税率ということで比較をさせていただいております。さらに、その下につきましては、資産割がない世帯を例に挙げさせていただいております。欄外に示しておりますのが、比較の金額でございます。

同じく、添付資料の3の次のページにつきましては、少し極端な例にはなりますが、上段部分には資産割が多い世帯をお示しさせていただいております。限度超過額が出ている世帯ございまして、余りない例ではあるんですけども、少し極端な例になるかと思いますが、比較のため抽出をさせていただいております。下段につきましては、所得割が多い世帯ということでお示しをさせていただいております。極端な例を挙げさせていただいておりますので、極端な部分でいいますと、こういった差額が生じるということで御理解をいただければと思います。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行し、改正後の規定につきましては平成29年度以降の年度分に適用をいたします。

以上、第54号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本案についての質疑は午後から受けますので、よろしく願いいたします。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどいたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、午前中に引き続きまして、第54号議案の質疑に入ります。

本議案に対する質疑を受けますので、質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

山下皓司議員。

○議員（3番 山下 皓司君） お伺いします。内容的なことから外れるかもわからんですが、今回、いわゆる応能割のほうで、所得割をふやして、それで資産割を減らしていくという方向、ちょっと、次の流れの中でありまして、県下一本にしていくというようなことに備えてのことなのかもわかりませんが、そういう方向向いてのことなんでしょうか。

それと、所得割が、今、後期高齢者なんかストレートに所得割ということになって、非常に後期高齢者になったときかなり大きな負担になってくるんですけども、そういうことが、いわゆる後期高齢者のほうであるんですね。ですから、そういうほうに向いていくとしたら、この国民健康保険税の将来の負担というものの、非常に大変なことになるんじゃないかと思うんですけども、そういうようなことを少し見通しながらこういう

方向を出されたのか、その辺まずお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 税務課、和田課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。山下議員おっしゃるとおりでございます。今回、資産割を下げた所得割を上げさせていただいたところにつきましては、冒頭にも申し上げましたように、行く行くは県下一本になるということで、その中で4方式から3方式に変わっていくという部分がございますので、そこはある一定ルール化されてくる部分でございますので、それに我が町といたしまして、このまま据え置きという形にはなっていないという状況がございますので、その応益応能の50対50の割合を考えますと、必然的に資産割を減らすと所得割がふえるということになってございますので、先ほども申し上げましたように、所得割のみの方につきましては直接影響が出てくるという部分でもございますので、そういった部分では所得割の部分でのどうしても負担を強いらざるを得ないというような状況にはなってございますけれども、先ほども言いましたように、県下一本化していくという中でのルール化がされていく中で、このままの状態に置くことができないというところがございますので、苦渋の選択であるというふうに思っております。

今回につきましては、歳入、歳出のつり合いがほぼとれるということで、できるだけ住民負担を避けたいという部分でバランスのみの改正ということで御理解をしていただきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。関連。

住民生活課長、高木課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。先ほどの山下議員からの質問の1点目ですけれども、県下におきますこの資産割の状況について御説明を申し上げます。

まず、この6月議会に各市町、提案されております内容で申しますと、29市のうち17市が廃止済みでございます。そして、12市が残っております。それから、12町のうち5町が廃止されておまして、7町が残っております。近隣で申しますと、福崎町、市川町も資産割は残っておりますけれども、税率的には神河町が一番高い状況となっております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 山下です。今も身近なところの町の状況も聞いたんですけど、やはり現在のこの国民健康保険税というのは非常に、言い方悪いけども、ほんまに困った、いわゆる納税者から見たときに、ちょっと変な言い方ですけども、非常に高い、ことしの徴収率見ましても、ほかは99%近いけども、94%切っとなというように実態、そういう中で、さらにもろに所得ということに係ってきますと、非常に、いわゆるどういふんですか、被保険者の負担力いふんですか、そういうのが低い町ほど非常

に影響が大きいなっていくんやないかというように思うんですね。一般的に広域行政になってくると、将来はわかりません、ことしはたまたま税額、総額はふやさないということなんですけれども、将来はふえていく可能性もある、いや、逆に大きくなることによって減っていくかもわかりませんが、やっぱりスケールメリットいうたら、いわゆる被保険者サイドからいうと、やっぱり税が安くなるという方向でなかったら困ると思うんですね。ですから、その辺をよう踏まえて、今、住民生活課長の話ですと、もう市なんかやったら29のうち17、市町でも12うちの5、約50%近いね、ところがいったら、神河町もそれに乗っていかんとあかんと思うんやけども、やはりそこをひとつ、これは要望みたいな話になりますけどね、しっかりといわゆる被保険者サイドに立ってこの問題取り組んでいってもらわんと、何のために広域行政なのか見えないんでね、私がかくどくど言うよりも、税務課長やったらもうその辺は十分踏まえておられると思うんやけど、その辺何か知恵を絞っていただきませんか。

○議長（安部 重助君） 税務課、和田課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。税務課におきましては、税を徴収させていただくという部分で、先ほど徴収率のお話もございましたが、確かに負担がふえているがゆえに収納率も低迷ぎみであるというところは承知をしておるところでございます。できるだけ住民さんに対しまして、多くの負担を求めるばかりではなく、あらゆる施策の中で安くできるものであれば、安くというふうに取り組みたいなどは思うわけですけれども、特にその国保会計の部分につきましては、所管が住民生活課でございますので、そこら辺の全体の国庫補助、県補助、そういったところを全て含んで、足らずを税で徴収させていただくというのが我々税務課の役割ではございますので、このところはまた住民生活課ともしっかり協議した中で、基金の運用であったりとか、そこら辺も利用すべきは利用させていただきながら、もうでき得る限りの住民負担を軽減していくという形で取り組んでまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第54号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第54号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（安部 重助君） 日程の途中ですが、先ほどの第53号議案で、藤原日順議員の質問に対しての答弁が誤りがあったということで、住民生活課長より訂正の申し入れがありますので、ここで許可いたします。

住民生活課、高木課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。先ほどの第53号、神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例制定の件におきまして、藤原日順議員から私債権であるかという質問がございました。その質問に対しまして、私は私債権でありますと回答いたしましたが、間違っておりまして、公債権でございました。行政代執行に係る処分費については、行政徴収公債権でありますので、国税徴収法に準じた処分を行います。よって、公債権となりますということで訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。以上で終わります。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 確認なんですけども、あくまで行政代執行ということに伴う費用徴収ってということなんですけども、行政代執行っていうその公法上の原因に基づいて発生するものですから、これはもう公債権になるということは当たり前のことであって、しかも、代執行法の5条では、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し文書をもってその納付を命じなければならないという規定及び6条のほうでは、国税滞納処分の例により、これを徴収できるという表示がございますので、これはもう強制徴収の公債権であるということは明白だと思います。

○議長（安部 重助君） それでは、日程に戻ります。

日程第12 第55号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第55号議案、神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第55号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

改正の理由は、地域包括支援センターの主任介護支援専門員について、更新制が導入をされ、介護保険法施行規則第140条の66第1号のイ(3)及び第140条の68の規定により、平成28年度から5年ごとの更新時における新たな研修を修了した者となりました。また、厚生労働省令で定める基準の改正による項ずれを修正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第55号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第55号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 第56号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第56号議案、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第56号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に定める消防団員等の公務災害の損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び対象については、一般職の職員の給与に関する法律で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められています。

本条例は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律において給与法が改正されたことに伴い政令の一部が改正され、平成29年4月1日から施行されたため改正するものです。また、あわせて文言の整理を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から御説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課、田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。それでは、第56号議案、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定

の件について、詳細説明させていただきます。

本件は平成28年度の人事院勧告に関連する改正でございまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下、基準政令といいます）に定める消防団員等の公務災害の損害賠償の算定の基礎となる額の加算額及び加算の対象については、一般職の職員の給与に関する法律（以下、給与法といいます）で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められています。

本条例は、人事院勧告により、平成28年11月に給与法が改正されたことにより、平成29年度の扶養手当支給額が改定されました。このことに伴い、基準政令に定める補償基礎額の加算額についても改定されたため、条例の一部を改正するものでございます。また、あわせて文言の整理として「にあっては」を「には」に、「によって」を「により」に改正するものでございます。

それでは、議案書を1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

新旧対照表の2ページ、第5条について説明いたします。第5条は、補償基礎額の規定でございまして、同条第3項は給与法の扶養手当の改正をもとに、加算対象の区分ごとに加算額をそれぞれ改正するもの及び子と孫の区分の改正でございまして。

改正条例の2枚目、本体の条例、2枚目をごらんください。附則第2項でございまして、経過措置でございまして。施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等）を除く及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によることを規定しております。

附則第3項は、第5条第3項第2号の項の区分において加算された補償基礎額は改正後の条例による損害補償の内払いとする規定でございまして。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山です。済みません、今回の改正の内容についての質問ではないんですけど、ちょっとその条例の中のことで教えていただきたいのは、新旧対照表の第2条の上から10行目なんですけど、10行目の始まり、「法第65条第1項（同条第3項（）」と、括弧が2つ並んでおります。その括弧の2つのどちらかの相手がどこかにないといけないんですけども、それがちょっと見当たらないので、それをもし、ここにあるというのを教えていただければそれでちょっと納得するんですけど、相手がないとするなら、間違った条例のままでいいのかどうかということもありますので、ちょっと調べていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 松山議員の質問にお答えいたします。改正されない条項でありますので、新旧対照表の規定といいますか、このアンダーライ

ンの表示をつけてないと理解しますが、ここに条文として上げるべきであるというふうな質問でございましょうか。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 1 分休憩

午後 1 時 2 4 分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

先ほどの松山議員の質問に対してなんですけども、今回の議案と若干違いますので、また、条文の中身が間違っているということ判明しましたんで、その説明を若干、町参事のほうから説明をしていただきますので、よろしくお願ひします。

前田町参事。

○町参事（前田 義人君） 総務課、前田です。先ほど議長のお話しされたとおりで、本件の提案内容とは関係ないとはいいながら、不備があってははいけませんので、今見るとここだというふうにお答えできませんので、後日、きっちり整理をしまして、語句の訂正をさせていただいて、またお示しをさせていただきたいと思ひますので、御了解お願ひいたします。

○議長（安部 重助君） 松山議員、よろしくお願ひします。

ほかに質疑ございせんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、特に質疑がないようございしますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございせんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようございしますので、討論を終結します。

第 5 6 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第 5 6 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 第 5 7 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 1 4、第 5 7 号議案、神河町医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 5 7 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げま

す。

本議案は、神河町医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本条例の第10条第1項第1号で返還債務の免除を規定いたしており、卒後臨床研修終了後直ちに公立神崎総合病院の医師として勤務した場合において、修学資金の貸与を受けた期間、すなわち貸与期間が4年未満の場合は4年間の返還債務を免除することとしております。

現在、厚生労働省におきまして、専門医の質を高め、良質な医療が提供されることを目的として、新たな専門医制度の仕組みについて構築されようとしております。その中で、卒後3年目からの専門医資格取得研修、いわゆる後期研修において、新しい仕組みが構築されますと、日本専門医機構が指定する研修プログラムを受けることが必須となってまいります。

しかし、当院はその研修プログラムを受けられる病院ではございません。そこで、今回、本条例の第10条におけます返還債務の免除規定、同条第1項第1号において、貸与している医師に対して専門医資格取得研修を受けていただくため、制度改正される内容を本条例において整備いたすものでございます。

その内容は、専門研修プログラムまたは大学の医局に属している期間について、修学資金の返還債務を免除する期間とみなしたいことから、ただし書きとして「公立神崎総合病院が指定する専門研修プログラムに属する研修についた場合、または公立神崎総合病院が指定する大学の医局に入局した場合は、公立神崎総合病院に勤務しているものとみなす」ということを追加いたすものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第57号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第57号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 第58号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第58号議案、中播衛生施設事務組合規約の一部

変更についてを議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第58号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、中播衛生施設事務組規約の一部変更についてでございます。

平成27年度から協議を重ねてまいりました中播衛生施設事務組事務局費分担金の均等割につきまして、従前の地方公共団体数6町に基づき算出し、姫路市及び神河町にあっては旧2町分担相当額とする規定を排除し、現状の地方公共団体数1市3町に基づき算出し、1市3町で均等とするものでございます。平成28年度で事務局費分担金を試算した場合、従前の134万2,000円に対して、改正後であれば100万6,000円となり、差し引き33万6,000円の減額となります。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第58号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第58号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 第59号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第59号議案、平成29年度神河町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第59号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町一般会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、4月の人事異動、共済費掛け率の変更等による人件費及び人件費

に絡む特別会計繰出金の補正、地方創生推進交付金事業（シングルマザー移住支援事業）の補正、集落集会施設整備事業補助金の増額、雪害被災農業者生産施設復旧支援制度に係る町補助金の増額、観光交流センター指定管理料の増額、ヨーデルの森とホテルリラクシアにおけるカーボン・マネジメント事業に係る補正、ふるさと納税企業版の寄附金による峰山高原スキー場への交通誘導看板、そして案内PR用の電光表示モニター等の設置委託料の増額、峰山高原スキー場整備事業に係る補正、道路橋梁維持費における道路補修工事費、除雪委託料の増額、4月18日の大雨により被害を受けた中学校校舎の修繕工事費の増額、医師修学資金貸与金の返還金受け入れの補正、今回の補正における財源調整として財政調整繰入金の減額等でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,332万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億4,104万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、第59号議案の詳細説明をいたしますので、まず、5ページ、第2表、地方債補正をお開きください。

1、地方債の変更、6、観光施設整備事業、これにつきましては、5,600万円増額の限度額を2億9,220万円とするものでございまして、内訳につきましては、カーボン・マネジメント事業に係る増額が1,810万円、そしてスキー場整備に係るものが3,790万円でございます。続きまして、8、道路整備事業、これにつきましては、650万円増額の1億6,090万でございます。これによりまして、限度額の総額は6,250万円増額の14億9,770万円とするものでございます。

続いて、歳入歳出事項別明細書で説明をさせていただきますので、9ページ、歳入をお願いします。2、歳入、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、920万円の増額でございます。これにつきましては、特別交付税でございまして、内訳につきましては、地域おこし協力隊の部分で情報発信専門員に係る活動経費の部分が20万円の増額、そして道路の除雪委託料に係るものが900万円の増額でございます。これによりまして、特別交付税の総額については3億9,780万円となるものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金、30万円の増額でございます。これにつきましては、未熟児療育医療給付事業負担金でございまして、給付見込みの者がふえてきたということで、3人分60万円の2分の1

相当でございます。

続きまして、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、240万円の減額でございます。これにつきましては、地方創生推進交付金事業でございます。シングルマザー移住支援事業に係るものでございまして、当初、交付申請をしていたところから、5月31日に交付決定を受けました。その部分で交付対象外となった部分が250万円の減額、そして新たに取り組みが必要となった広域的な移住の関係で、広域連携の部分で10万円の増額というところで、合わせまして240万円の減額ということでございます。2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、27万円の増額、これにつきましては、障害者総合支援事業補助金でございます。法改正による総合支援給付管理システムの改修に係る補助金でございます。3目衛生費国庫補助金、3節環境衛生費補助金、5,391万円の減額につきましては、地球温暖化対策推進事業補助金ということで、これにつきましては、一般財団法人環境イノベーション機構を通しての間接補助金ということでございますので、20款諸収入、雑入のほうへ振りかえるために減額をいたすものでございます。

15款県支出金、1項県負担金、3目衛生費県負担金、1節保健衛生費負担金、15万円の増額でございます。これにつきましては、先ほど国庫負担金のところで申し上げました部分の県負担金で、60万円の4分の1でございます。2項県補助金、4目農林業費県補助金、1節農業費補助金、360万円の増額でございます。これにつきましては、雪害被災農業者生産施設復旧支援事業補助金ということでございまして、本年1月の大雪によりまして県下で被災が大きかったパイプハウスの部分で、その支援策として県が3月に補助制度を創設されたということで、それに伴う受け入れということで、事業費のそれぞれ2分の1が農業者、そしてその2分の1が県と町ということで、その部分の3分の2相当を受け入れるということで、事業費1,080万円の2分の1の3分の2ということで、360万円でございます。

17款寄附金、1項寄附金、2、指定寄附金、2,820万円の増額でございます。これにつきましては、まず、指定寄附金ということで1,000万円、これにつきましては、寺前財産区からの寄附金でございます。続いて、神河まち・ひと・しごと創生寄附金、これにつきましては、企業版ふるさと納税ということで、企業からの寄附金で1,820万円の増額でございます。

続いて、10ページをお願いいたします。18款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金、4,681万2,000円の減額でございます。今回の補正の財源調整のために減額をいたすものでございまして、これによりまして基金の残高は16億4,841万7,000円になる見込みでございます。

20款諸収入、5項雑入、2目雑入、8,222万7,000円の増額でございます。これにつきましては、まず、医師修学資金返還金ということで、平成21年の4月から平成26年の3月までの貸与金として支払いをいたしました方の部分につきましては、昨年、

平成28年4月1日から1年間勤務をしていただいたわけでございますけども、そこで退職をされたということの中で、この貸与金を受けまして、勤務すべき期間というのが定められておまして、その部分については、10年間勤務をしていただいたら返還が免除ということになってございますので、残りの9年間に相当する部分につきまして返還を求めるものでございます。それにつきましては、貸与金の総額が1,200万円、そして返していただくのが108月ということで、10年間ですから120分の108カ月分を返していただくということで積算をいたしております。続きまして、地球温暖化対策推進事業補助金7,142万7,000円でございます。これにつきましては、先ほど国庫支出金のところで間接補助金でございますので、雑入に振りかえたというところの部分でございます。この金額につきましては交付申請時におけます金額に変更し、増額をいたしておるものでございます。

続いて、21款町債につきましては、先ほど、第2表、地方債補正で説明したとおりでございます。

続きまして、11ページ、歳出をお願いいたします。

まず、歳出につきましては、歳出全般にわたりまして、人件費につきまして、4月の人事異動、そして各課の担当がえ、共済費の掛け率等々で変更をいたしておりますので、補正をいたしておるところでございます。この部分において、各科目での説明は省略をさせていただきますけども、一般会計の合計額を申し上げます。まず、給料については287万3,000円の減額、職員手当等につきましては16万7,000円の減額、共済費につきましては236万4,000円の増額、合わせまして67万6,000円の減額補正を人件費で行っております。

それでは、内容に入っていきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。まず、7節賃金、235万4,000円の増額、これにつきましては、本年から防災行政無線での放送関係を総務課で行うということの中で、ケーブルテレビから1名、こちらのほうに来ていただいておりますというところで増額でございます。19節負担金、補助及び交付金、7万6,000円の増額でございます。これにつきましては、12ページにかけて、それぞれ全国の過疎地域の連盟の負担金、そして県への負担金を増額計上をさせていただいております。

続きまして、12ページ、6目企画費、906万6,000円の減額でございます。まず、企画費の中で地域おこし協力隊の情報発信専門員に係る活動経費の増額というところで、報償費13万円、需用費21万4,000円の増額、役務費1万5,000円の増額、14節使用料及び賃借料で19万2,000円の減額、18節備品購入費で8万円の増額で、合わせて24万7,000円の増額でございます。

続いて、地方創生推進交付金事業に係りますシングルマザーの移住支援に係るものでございまして、これにつきましては、先ほど歳入のところでも申し上げましたように、交付決定の中でそれぞれ交付対象外、そして新たな採択というところの中で、19節負担

金、補助及び交付金、シングルマザー移住支援協議会補助金、480万円の減額でございます。その内訳を申し上げます。交付対象外となりましたのは、空き家リノベーションに係る経費400万円、そして夜間保育園に係る体制づくりの費用100万円が減額をされておりまして、そして、新たな採択というところで、全国4市町村における広域連携事業ということで合同の移住相談会、これの開催費用20万円の増額というところで、合わせまして480万円の減額ということになっております。続いて、それに伴う関係、打ち合わせ等の事務経費というところで、その部分については交付対象外経費ということになります。その部分が、9節旅費、普通旅費の53万9,000円、これがその広域連携の事業に係る事務経費と打ち合わせ経費の旅費ということで、増額をさせていただいております。

続いて、13ページをお願いいたします。7目CATV管理運営費、7、賃金、464万7,000円の減額でございます。これにつきましては、1名が一般管理費へ、そしてもう1名が退職ということで2名分の減額でございます。続きまして、8目諸費、19節負担金、補助及び交付金245万7,000円の増額でございます。これにつきましては、集落集会施設整備事業補助金ということで、吉富区が200万円、東柏尾区が45万7,000円の増額でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金、389万4,000円の減額でございます。まず、国民健康保険事業特別会計繰出金436万4,000円の減額、これは人事異動等による職員給与費の減額でございます。介護保険事業特別会計繰出金47万円の増額につきましては、まず、人事異動等による人件費の増額が29万6,000円、そして地域支援事業に係る増額が17万4,000円でございます。3目心身障害者福祉費、13節委託料、27万円の増額でございます。これにつきましては、総合支援給付管理システム改修委託料ということで、今回の法改正に係るシステムの改修の委託料の増額でございます。7目後期高齢者医療費、28節繰出金、2万1,000円の増額でございます。これにつきましては、後期高齢者医療事業特別会計繰出金ということで、職員の人件費に係る繰り出しの増額でございます。

続いて、15ページをお願いいたします。3目母子衛生費、20節扶助費、90万円の増額でございます。これも先ほど歳入のところでも申し上げましたように、未熟児医療に係る医療給付費3人分の60万円と療育医療利用者負担助成ということで、これも3人分の30万円を増額をいたすものでございます。

続きまして、5款農林水産業費、1項農業費でございまして、16ページをお願いいたします。16ページ、一番上段、19節負担金、補助及び交付金540万円、これも先ほど歳入のところでも申し上げました雪害被災農業者生産施設復旧支援事業補助金ということで、県が3月に創設した支援の制度でございまして、復旧見込み額、先ほど言いました1,800万円の2分の1相当額でございます。

6 款商工費、1 項商工費、2 目観光振興費でございます。1 7 ページをお願いいたします。1 3 節委託料、1 4 1 万 5,0 0 0 円の増額でございます。まず、観光交流センター指定管理料、6 5 万円の増額でございます。これにつきましては、現在、地域おこし協力隊の職員を派遣しております、それによりまして、今現在、ネット販売による特産品の販売等、そしてまた寺前の J R の臨時駐車場からスキー客のためのバスの予約をそれぞれインターネット等を通じてしていくということの中で、そのセキュリティー機能が今の体制では不十分であるということの中から、それらのセキュリティー機能、そしてデータのバックアップ機能、それらを充実させるという意味で、それらのリース料を今回指定管理料の部分ということで増額をさせていただいております。続いて、カーボン・マネジメント事業に係る増額でございます、設計監理業務委託料 7 6 万 5,0 0 0 円とヨーデルの森の改修の工事 7 5 9 万 3,0 0 0 円の減額ということでございまして、まず、委託料につきましては、当初見ておりました監理業務の委託料が交付申請時におきまして見直しをされて、7 6 万 5,0 0 0 円増額をされたということ、あわせまして、工事費につきましては、交付申請に伴います精査をする中で減額があったというところで、それぞれ交付申請に合わせた形での増減を今回補正として計上をいたしたところでございます。

3 目大河内高原整備費、7, 2 3 9 万 2, 0 0 0 円の増額でございます。まず、カーボン・マネジメント事業のリラクシアの部分につきましては、1 5 節、観光施設（リラクシア）改修工事請負費ということで 6 2 9 万 9, 0 0 0 円の増額、これにつきましても、先ほどヨーデルの森のところで申し上げました交付申請時の精査に伴いまして工事費を増額するものでございます。続きまして、スキー場整備に係る増額ということでございます。それにつきましては、1 5 節工事請負費、観光施設整備工事請負費 3, 3 4 6 万 8, 0 0 0 円の増額、そして 1 9 節負担金、補助及び交付金 3 6 6 万円の減額、2 2 節補償、補填及び賠償金ということで 8 0 8 万 5, 0 0 0 円の増額、合わせまして 3, 7 8 9 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。

この中で、工事請負費の 3, 3 4 6 万 8, 0 0 0 円の増額の内訳を申し上げます。まず、峰山高原スキー場の整備の工事の第 2 ペアリフトの部分が 7 1 0 万円の増額、そしてスキー場の造成工事に係るものが 1, 5 6 0 万円の増額、続きまして、調整池工事に係るものが 2 0 0 万円の増額、続きまして、降雪機設備整備工事に係るものが 8 7 6 万 8, 0 0 0 円の増額でございます。

続きまして、スキー場整備に係る P R、交通誘導看板の設置に係る部分の補正につきましては、1 3 節委託料 2, 8 0 0 万円。これにつきましては、看板設置委託料ということで、電光掲示板で大小の部分で 2 カ所、そして道路誘導灯につきましてそれぞれ計上をいたすものでございます。そして、1 4 節使用料及び賃借料で 2 0 万円というところで、インターネット回線使用料ということで、これも電光掲示板の表示をインターネット回線を通じて行うというところで増額計上ということで、合わせまして 2, 8 2 0 万円

の増額でございます。そして、当初予算で1,000万円を計上をいたしておりますので、合わせて3,820万円の経費でもってPRの看板設置をしていくということになります。

続きまして、7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、1,860万円の増額でございます。まず、11節需用費10万円、そして13節委託料1,200万円、これにつきましては、除雪対策というところで、スキー場開設をにらみ合わせながら、除雪をきちっとしていくという中で増額をいたすもので、特に、委託料1,200万円につきましては、ロータリー除雪車2台、これを除雪業者が借り受ける中で、委託料に含んでお願いをしていくという中で計上いたすものでございます。続いて、15節工事請負費650万円、道路橋梁補修工事請負費でございます、これもスキー場絡みのものでございまして、町道峰山砥峰線で傷んでいるところの補修というところで、増額をさせていただきます。

続きまして、18ページをお開きください。9款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費、7節賃金、336万3,000円の減額でございます。これにつきましては、全て契約内容が異なりますので、それに応じて今回補正をさせていただきます。9名分でございます。続きまして、18節備品購入費、23万7,000円の増額でございます。これにつきましては、神崎小学校に改めて通級指導教室の整備が必要であるというところで、それに伴う備品の充実というところで増額をさせていただきます。

3項中学校費、1目中学校管理費、11節需用費、108万6,000円の増額でございます。これにつきましては修繕料でございます、4月18日の大雨により被害を受けた校舎の天井、床、電気系統等々の修繕を増額をいたすものでございます。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園費でございます、19ページをお願いいたします。7節賃金、533万7,000円の増額でございます。これにつきましては、まず産休代替の1名の増額、そして幼稚園に係る支援補助員2名の増額ということで、計3名の増額でございます。続きまして、13節委託料27万円につきましては、寺前幼稚園の保育室の空調整備に係る設計監理の委託料の増額というところで、増額をさせていただきます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、19節負担金、補助及び交付金、50万円の増額でございます。これにつきましては、町指定文化財保護補助金ということで、今回新たに法楽寺の部分で、消防法と姫路市の火災予防条例によって、消防局から少し指示を受けた自動火災報知機の設置に係る町単独の補助金を今回増額をいたすものでございます。

6項保健体育費、2目体育施設管理費、13節委託料64万8,000円、そして15節工事請負費27万円の減額、これにつきましては、町民温水プールの天井あるいは空調整備の工事に係る部分の補正でございます。

続きまして、3目学校給食費、7節賃金423万5,000円の減額でございます。これにつきましては、当初、栄養士については町で予算を組んでおりましたけれども、こ

れが県費対応になったというところで1名の減というところで、減額計上でございます。

そして、最後に、20ページ以降に給与費明細書を添付しております。

それでは、これで詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。17ページの道路橋梁費1,200万の道路除雪委託料ってということで、ロータリーの除雪車2台等を含む分だということで今御説明ありました。今回の補正の1,200万の除雪委託追加で、結局、除雪の費用としては、今、総枠どのくらいをお持ちなんでしょうか。ちょっと調べればわかることなんですが、教えていただければと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課、児島財政特命参事。

ただいま調査中のため、ここで暫時休憩いたします。再開を14時20分といたします。

午後2時06分休憩

午後2時20分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、引き続きまして、先ほどの藤原日順議員の質問に対しての答弁を求めます。総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。先ほどの、今回の除雪経費を含めた総金額でございますが、2,926万8,000円でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございますか。ほか、質疑。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。ちょっと5ページですね、観光施設と道路整備事業で限度額がふえたということなんですが、この種類ですね、起債の種類教えてください。

○議長（安部 重助君） 総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。今回の、それぞれ観光施設と道路整備に係ります事業費の増額部分の起債の種別につきましては、今回、また9月でお示しをする予定の過疎の計画の中にそれぞれ取り込むような形で、過疎債を発行していくという計画をいたしておりますので、その部分におきまして、それぞれ充当率をかき上げしながら、今回、過疎債を充当していく予定であるという中で起債を見込んでおり、それぞれ増額をいたしているところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 確認ですけども、ふえた分、全体を、道路の分も含めてそういうように考えてよろしいのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。おっしゃられるとおり、ふえた部分合わせまして、この観光施設のカーボン・マネジメント事業、そしてスキー場整備、そして道路の整備について過疎債を充当していくという方向で考えていただければと、このように思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。17ページのヨーデルとリラクシアのカーボン・マネジメント事業のことで少しお尋ねします。ヨーデルのほうでは、何かその申請のときに精査する方向で759万円減額、設計監理費のほうは増額ということで、リラクシアのほうは629万円の増額ですか。当初の予算書を見ますと、リラクシアのほうの設計監理費は500万円上がってるんですけども、こちらにはもう全く変更がなかったのかどうか。それと、一体どういう部分がどういうふうになって、この750万円の減額と629万円の増額になったかっていうのを、少し詳しく教えていただきたいです。無理ならば、月曜日の総務文教の委員会までに資料を用意していただけますでしょうか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、高木課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。このカーボン・マネジメント事業、地球温暖化対策推進事業の事務を住民生活課担当しておりますので、私のほうから御説明をさせていただきます。

まず、ヨーデルの森につきましては、当初、工事請負費につきましては3,047万8,000円の予算額でございました。それが、このたびの補正によりまして、759万3,000円の減額となりまして、2,288万5,000円となります。その減額の理由なんですけれども、この工事につきましては、内容的に空調工事とEMS工事の2つでございます。EMS工事といいますのは、電気量の調整を行う機械でございまして、その2つの工種がございまして、それで、この空調工事の減額でございまして、当初は、機器代、工事費の算出方法につきましてはメーカーの見積額、イコール定価になりますけれども、それに低減率を掛けて工事費を算出しておりました。例えば、機器であれば、定価掛ける50%とか、工事費につきましては70%とかいった低減率を掛けるという、そういった手法で、当初の予算時におきましては工事費を算出しておりましたけれども、交付申請におきましては、業者の見積もりを積算根拠といたしました。ということで、759万3,000円の減額が生じました。

それから、リラクシアにつきましては、当初の予算額が8,221万円、それに対して629万9,000円の増額ということで、合計8,850万9,000円となりました。これも同じ理由なんですけれども、リラクシアにつきましては工種的には空調、それからボイラー、それから先ほども言いましたEMSですね、それから照明工事の4つの工種がございます。その中でもボイラー工事が増額となりました。先ほども申しましたヨーデルと同じことになるんですけれども、そのボイラー工事につきまして、当初はメーカーの見積額掛ける低減率で算出しておりましたけれども、このリラクシアにしましても、業者の見積もりを引用したということで、リラクシアにつきましては629万9,000円の減額が生じました。（「増額や」と呼ぶ者あり）増額が生じました。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。済みません、いつの時点でもらったんか、ちょっと私、失念したんですけれども、こういった細かい内訳のやつをいただいたことがあります。その中で、リラクシアのボイラー工事で見ると、そのときは当初2,000万ですか、2,041万2,000円見られてて、先ほどの高木課長の説明によりますと、空調関係は減額方向になるので、そしたら、じゃあ、ボイラー工事だけで1,000万円ほど増額されてるのかなという想像ができてしまうわけなんですけれども、当初2,000万円やったボイラーが1,000万円もふえてしまうっていうのは、そんなにも見積もりに違いが生じるものなんですかね、物すごい差額が出てしまうと思うんですけど。恐らくメーカーの定価に低減率を掛けていうことでしたら、リラクシアのほうも空調関係のほうは減額になっているのかなと思います。ヨーデルの当初の空調関係が2,275万に対して、今回700万の減額なわけですから、リラクシアも当初約3,000万、2,983万なんで、同じ方式でいくと、七、八百万ぐらいの減額が空調で絶対出るのかなと。ボイラーに関しては上がってるということなんで、そしたらもう一千四、五百万ぐらいボイラーが当初の見積もりよりも上がってるんじゃないかなと思うんですけど、それで間違いないですか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、高木課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。小寺議員の御質問にお答えをいたします。リラクシアのボイラーの当初の税込みの金額なんですけれども、2,041万2,000円でございます。このたびの補正によります金額、交付申請の金額になるんですけれども、2,730万5,000円となります。小寺議員おっしゃいますように、700万ほどふえております。ヨーデルの森につきましては、先ほど説明しましたように、低減率で積算していたものを業者の見積もりに変えました。それによりまして、大体600万程度減額になったわけなんですけれども、同じ手法をとりましたところ、リラクシアにつきましては700万円の増額となりました。

それで、これも環境省とも調整を図ったんですけれども、より現実に近い、現地の施

設をある程度わかっている業者の見積もりであるということを説明したわけなんですけども、というところ辺で、環境省のほうもこれを積算根拠にすることにつきましては構わないということでしたので、その見積もりを使うことといたしました。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山です。先ほど小寺議員の質問とちょっと関連するんですけど、当初予算でリラクシアの改修のところで、玄関前の舗装についても予算組んでらっしゃったのではないかなと思うんですが、1,400万ほど。ちょっと私の思い違いかもわかりませんが、その分の改修の予定はあるのかなのか教えていただきたいと思います。（「もう終わりました」と呼ぶ者あり）終わりましたか。あっ、済みません。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、山下観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） リラクシアの前の部分については別途予算で計上させていただいております。

それから、先ほどのカーボン・マネジメントの分ですけども、ヨーデルの森については、当初、5カ年計画ほどで順次直していく予定で、関電のほうといろいろと設計協議をしておりました。その中で、今回、当初の設計で見てた分を再度確認していたところ、機種変更をしたということでございます。そういうふうな報告が上がってきております。

それから、リラクシアのほうについては、先ほど高木課長のほうから言いましたように、補助金交付申請の中の協議の中で、ボイラーの部分を機種変更しなければならないというふうなお話があったものですから、そういうふうな補助制度に合った機種に変更したいということでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。3点ほどお伺いをしたいと思います。まず、1点目ですが、先ほどのリラクシアやヨーデルの森の件ですけど、高木課長のほうは、当初定価の部分で予算は設定していたけど、今度の申請については見積もりでしたので下がりましたという話でしたが、先ほど、山下特命参事の話でしたら、機種変更したという話で伺いましたんで、その分の整合性がどうなってるのかなという話と、それからもう一つ、峰山のほうは、リラクシアのほうは当初予算は業者の見積もりでいって、今回の見積もりをとったらふえたというような、700万ほどふえたという説明ですんで、そうなれば、同じ見積もり同士でいけば、機種変更があったのかという分でありますので、ちょっとヨーデルの森の関係と、それからリラクシアの関係ですね。それに実際の当初予算と比較してどういう形で、片っ方はふえ片っ方は減ったのかというものの説明をきっちりお願いしたいと思います。

それから、もう1点は、同じく17ページのスキー場の関係ですが、工事請負費が3,346万8,000円ふえてる中で、それは、変更要因が4点ほど説明をされましたが、その中で、最後の説明がありました、除雪機の配管の関係で876万8,000円ほどふえますという話がありましたが、これは当初、B・Cコースの配管についても約3,700万円弱の予算があったと思うんですが、その関係も含めて、その分が870万円ほどふえたのかどうかという、その確認でございます。

それから、3点目は、これは人件費の関係です。今回の人件費の中で、全体的に異動等も含めて各科目で増減がされています。21ページの中で、給与費明細が出とるわけなんですけど、この中で給与費ということで、給料と職員手当は、これ総額でも減ってるわけですね、全科目で304万円の減額になっとるわけなんですけど、一方、共済については227万円の増額になっているということなので、本来、このような現象が出てくるとするのは、共済費なり退職手当等の率とか、何か変更点があったのかと思いますんで、その内容の説明をお願いしたいと思います。

以上、3点お願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、山下観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課、山下でございます。三谷さんの御質問についてお答えします。

まず、カーボン・マネジメントの件につきましては、先ほど来御説明申し上げましたとおり、当初は大きな設計の中で、基本設計といいますか、そういう中で金額が決定いたしております。その後、今度、本申請に当たりまして、補助金サイドのほうで協議した中で、こういうふうな部分を変更しなければならないということで、ヨーデルのほうはもともとの計画があったものですから、それと比較をして、もう少し安くないかという部分でした。それから、峰山高原ホテルのほうにつきましても、窓口の部分と協議した中で、機種について、当初見積もりの機種じゃない、こちらのほうを選定してください、違うやつを選定するべきでしょうというふうな指導のもとに変更があったというふうに聞いております。

それから、もう一つ、B・Cコースの今回の工事の変更なんですけども、三谷議員さんが言われたとおり、要は別発注にすることによって、納入の手間とか、その分が諸経費等々割高となったということで、当初、B・C配管に分に係る増額という格好だというふうに理解していただいて結構かというふうに思います。

○議長（安部 重助君） 総務課、日和課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほど三谷議員から御質問のありました、21ページの給与費明細にかかわる部分でございます。給料、手当等については、合わせて300万程度の減額になっているけれども、共済については227万円の増額という部分についてのお尋ねということでございます。

平成29年度の共済費等に係る掛金、負担金等について、率の変更が行われたという

こととございます。その内容については、細かく、短期の部分であったり、介護、そして厚生年金、退職等、さまざまあるわけなんですけれども、それらの経費を8月までの分の率と、実は9月から3月までの率というのが若干変わっておりますけれども、それらをトータルをしますと、4月から8月までの部分について1000分の2.66、それから9月から3月までの部分につきまして1000分の4.43、合計1000分の7.09という率のアップということになっておりまして、それらを勘案した結果ということとございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。先ほどマネジメント関係の質問があったんですけども、当初、これにつきましては委託業務ということで発注されているんですけども、その成果が生かされず、こういう大きなお金の変動あることがちょっと不思議に思えてならないんですけども、発注された業務と実際こんなに格差があるようなええかげんな発注のされ方をされてるのかという点が1点。

それと、もう一つ別の話なんですけど、農業の災害関係で540万ほど補助金の支援金があります。どのような支援されるのか、その詳細を教えてくださいんですけど、その2点、お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、高木課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。まず先ほどの1点目の質問につきまして、回答させていただきます。

昨年度、予算の段階ではございます。まず、その段階につきましては、その当時、このカーボン・マネジメント事業におきまして、1号事業ということで、コンサルに委託をしておりました。その1号事業といいますのは、改修予定の5施設のCO₂の可能削減量の算出を行っていただく、そういった業務でございました。その折に、その業務の中で概算の工事費をまず算出をしていただきました。その概算の算出方法といたしまして、メーカーの見積書、メーカーの定価ですね、その定価を引用して、その低減率を使って工事費を算出をいたしました。そして、この5月に交付申請をいたしましたけれども、その時点におきまして、今度はそういった業者の見積書とかを使ったり、また、あわせて各工事費の精査を行ったりいたしました。また、あわせて、環境省にそういったことの、それでよいのかという指導も仰ぎながら、再度、全体的に工事費の精査を行いました。ということで、当初設計につきましては、もう本当にCO₂の削減計画の中の概略設計であったということで、そういった、今回の交付申請と大きな差が生じました。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。

藤原資広議員の御質問にお答えしたいと思います。

雪害被災農業者生産施設復旧事業に関しましては、ことしの1月、大変大雪により多くの農業施設が被災を受けています。県のほうでこの支援の制度ができたということで、それに基づいて町のほうでも取り組むということにしております。被害の状況というか、把握につきましては、個人から役場、JAさんへの申し出、それから、漏れがあったらあかんということで、農会長さん、営農組合長さんに案内を出し、その集落で把握をしていただいております。その中で、3月10日に被災農業者の方には一応の説明はしております。

事業の概要ですけど、被災農家数は9戸、うち個人が7戸、個人の認定農業者が1戸、法人の認定農業者が1戸ということでございます。施設数にしましては21施設、うちパイプハウスが18施設、防風防鳥ネットが3施設ということで、被災面積が9,662平米ということになっております。全体で、事業費につきましては1,080万、うち県の負担が360万、町の負担が180万、農業者の負担が540万ということになっております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。17ページの委託料についてお尋ねします。観光交流センターの指定管理料が増額で、理由の説明も受けたわけなんですけれども、セキュリティ機能強化によるリース料の増額とかいう説明でしたら、委託料で上げてくるのではなくて、使用料なり需用費なり備品購入費なりで上げてくるのが普通ではないかなと思うんですけれども、あえてこの委託料を増額された理由をお願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課、財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。これにつきましては、事業主体があくまでも観光交流センターの中で事業を実施していくという中で、観光交流センターにおきまして、それぞれのインターネットを利用した部分でのセキュリティの向上等につきましては費用発生がするところの中で、その部分について、町として指定管理料の中で増額をしていきながら支援をしていくという中で、今回増額をしているというところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 今の関連ですけど、いわゆる指定管理料というのは、なぜ払うかということは、いわゆる例の基本協定があるんやね。そこで、基本協定のちょっと何条か忘れちゃったけど、そこでこういう業務を指定管理の中の業務としてお願いするんやと。それに基づいて何ぼか払いませと、指定管理料をね、金額は年度協定になつとる思うんですけど。そのことからいうと、基本協定まで議論されましたですかということがお尋ねしたいんですね。仮にそうでないとしたら、今、小寺議員のほうからありましたように、これは単なる指定管理料やなしに委託料、いわゆる業務委託みたいな感じ

でね、そのよしあしは別として、出したらええかどうかということも含めて、今、何か特産品の販売とか、そういうようなことも一つの仕事としてあるようですけども、そういうようなことをやっぱり基本協定の中に入れて、いわゆる観光協会になるんですかね、そこにこの業務も委託するんやと。そこで初めて指定管理というもんが生まれてくる、そういう流れだと思いますんで、1つ、その辺よう精査されましたか。私の考え違ったら、またそれも訂正していただいて結構ですけどね。

それで、ちょっと関連、私も、回数がないんで1回にしますけども、ちょっと別な話になります。これも当然かと思うんですけども、前回の特別委員会の委員長報告があった中で、総事業費は10億8,920万4,000円になるんですかね、そういうこと、そこで一般財源相当分が2億5,560万余りの、委員長報告があったんですけども、これは私らも資料をもらってるとおりなんですけども。それで、今回の工事請負費が3,346万8,000円ふえるということになりますね。これはお願いなんですけども、この前の10億8,920万余りが、これの補正によってどうなるか、それから、その財源内訳ですね、今も過疎債、これは前の特別委員会でもそういう話は、方向は聞いておりましたけども、今度の予算は過疎債を充てたというようなはっきりしたことじゃなかったけど、その方向の話が出たんでね、一步、そのほうが固まってきたというふうに思うんですが。一応、この3,346万8,000円と、その10億8,920万円の関係、それから財源内訳、そしてきょうありました2億5,000万余りの一般財源の持ち出し、その辺のところをひとつわかりやすいように、もうこれ、このタイミングではもうそんなに大きな金額が変動しないというふうに思いますんで、一遍一覧表みたいなもんつくっていただけませんか、私が言いました。わかりやすく教えてもうて、やっぱり大きな、大切な事業ですから、これはみんなが共通理解しながら、よくわかった中で進めていかんとあかんというふうに思いますんで、今度、総務文教常任委員会がございますんで、財政担当参事、そんな頭かしげんと、つくっていただきたいと思うんですけど、どうですか。言うてる意味わかりますか、2点目のことね。参事、私が言うてることわかりますね。わかりにくいかもわかりませんが、理解してください。言わんとするところを理解していただいて、共通理解しましょうや、これね、きちっと。整理したほうがいいと思いますよ。その2つ、お願いします。

○議長（安部 重助君） それでは、答弁願います。

地域振興課、山下観光振興特命参事、1点目お願いします。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 当初の委託料の部分ですけども、今回、当初に入れておくべき内容ではあります。今回こういう案件が発生したんですけども、他の施設でそういう、いうたら、リース物件が今回の指定管理の中で外れる部分が出てきました。そんな中で、前指定管理者の部分について負担をどうするのかという問題が発生しまして、前回、今回やっている、いろいろな観光交流センターとのスキー場関係のその部分の受け入れ体制の中で、前回もどっかで言ったかと思うんですけど

も、ウイルスが入って動かなくなったという、対策も十分できてないというところ辺から、今回いろんな情報を入れることから、より強化するべきであろうということで、観光協会の会長さんといろいろと協議をさせていただきまして、それでやろうということになりました。基本協定の中で、何かあるときにはお互い甲乙協議するという部分となっておりますので、その条項を使わせていただいたということでございます。

○議長（安部 重助君） 総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、今回のスキー場に係ります工事費を含めた3,789万3,000円のスキー場に係る増額に係る部分の関係と、事業費全体で10億8,000万余りになるというところの中の財源というところで説明をさせていただきたいと思っております。

5月の22日のときに、それぞれ今申し上げました部分につきまして、資料を提示しながら、今、計画をいたしてあります過疎債、それを充当をしていくというような中で財源内訳の説明をさせていただきました。その中にも当然、この増額部分については含んで説明をいたしておるところでございます。

まず、当初予算におきましては2億1,215万円というところで平成29年度の予算を組み、辺地対策事業の起債を充てるべく予算を組んできたわけでございます。ところが、この補正につきまして、3,789万3,000円をプラスをいたしますと、合計で2億5,004万3,000円ということで、平成29年度の辺地債の計画が2億4,100万円でございますので、当然、それを上回った部分での起債申請になるというところで、当然これにつきましては29年度の計画額よりも上回ってしまうというようなところで、その上回った部分については一般財源にならざるを得ないというところの中で計算をいたしますと、この過疎地域を受けた過疎債を利用した場合とそれほど一般財源について変わりがないということの中から、町といたしまして、このスキー場以外の部分も含めて、当初予定しております部分の起債について、そういう有利な過疎債を利用していくというところの中で計画をさせていただいたところございまして、その部分で一般財源相当額が、説明にありましたように、2億5,500万余りに少しふえてきたというところではございますが、この10億8,000余りのスキー場を完結していくというところの中で、平成29年度の財源確保という観点からも、その過疎債におけます部分でスキー場整備というところは地域創生事業の一環であるというところの中で、特別に配慮をいただく中で、必ず財源として確保できるというところの中で確実性をとりながら、財源を今回改めて過疎債というところで、平成29年度は財源確保をしていくというようなところの中で、今回、増額補正に係ります部分の起債について、辺地債から過疎債というところで財源確保をしていきながら、12月のオープンに向けて実施をしていくというところで少しかじを変更をさせていただいたところございまして、この事業費が今後ふえては困るわけでございますけれども、いつ、どういうことになるかもわかりません。そういうところについても、この過疎債について、それぞれふえた部分に

についても要望していきながら、確実性のある財源確保ということの中で、最終、29年度財源確保に向けて取り組んでいくというところの中で、財政としてスキー場建設について財源確保を少し変更してきたというところで、御理解をしていただければと、このように思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 総務文教常任委員会以外の方の質問をできるだけ受けたいと思います。ほかにございますか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、ここで質疑を終結いたします。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第59号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第17 第60号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第60号議案、平成29年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第60号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、4月の職員の人事異動、共済費掛け率の変更により減額補正をするもので、人件費を伴う補正のため、一般会計繰入金の減額補正を行うものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ436万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,102万6,000円とするものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第18 第61号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第61号議案、平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第61号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、共済費掛け率の変更により増額補正をするもので、人件費を伴う補正のため、一般会計繰入金の増額補正を行うものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,051万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑の方、どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第19 第62号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第62号議案、平成29年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第62号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、4月の職員の人事異動、共済費掛け率の変更により増額補正をするもので、人件費を伴う補正のため、一般会計繰入金の増額補正を行うものでございます。これによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,809万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第 20 第 63 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 20、第 63 号議案、平成 29 年度神河町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 63 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 29 年度神河町水道事業会計補正予算（第 1 号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正内容は、予算第 3 条の収益的収入及び支出の予定額で、主な要因は、簡易水道等施設整備費の国庫補助要望額に対して、内示額が多く交付されたためによるものと、法定福利費等の負担率の変更に伴い増額するもので、804 万 6,000 円の増額を行い、総額は 4 億 4,001 万 3,000 円といたします。

次に、予算第 4 条の資本的収入及び支出の予定額も、内示額が多く交付されたために、工事費企業債、国・県補助金を増額するもので、資本的収入額は 2 億 7,757 万 5,000 円で、資本的支出は 4 億 9,784 万 5,000 円といたします。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2 億 2,027 万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。企業債の限度額は、2 億 760 万円を限度額とし、予算第 7 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を 12 万 5,000 円増額し、4,757 万 7,000 円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課、中島課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課の中島でございます。それでは、第 63 号議案について、詳細について説明いたします。4 ページをごらんください。

収益的収入でございます。先ほども町長が申しあげましたように、主な要因は、簡易水道等施設整備費の国庫補助要望額に対しまして、内示額が多く交付されたためによるものと、法定福利費等の負担率の変更に伴う補正でございます。

1 款 2 項 3 目消費税及び地方消費税還付金で、4 条予算の増額に伴い、消費税及び地方消費税還付金を 653 万円増額いたします。5 目雑収益も、国庫補助金が増額になったことから、特定収入の消費税相当額を収益化する予算を 151 万 6,000 円増額いた

します。

5 ページは収益的支出でございます。1 款 1 項 4 目総係費については、法定福利費と法定福利費引当金については共済組合の負担率の変更によるものでございます。1 9 節の会費負担金は、県内各市町の水道事業の今後のあり方検討を行うための負担でございます。県が一括してアドバイザーとの事前調整の窓口を担い、地域ごとにアドバイザーを 1 泊 2 日の日程で現地調査、意見交換等を行い、後日、アドバイザーから検討可能な広域連携の案の提示をいただくもので、その負担金としまして 7 万円の会費負担金を計上しております。2 項 2 目雑支出は、国庫補助金が増額になったことから、特定収入の消費税相当額を費用化する予算として 1 5 1 万 6, 0 0 0 円の増額をいたします。4 項 1 目予備費は 6 3 6 万 2, 0 0 0 円増額します。

6 ページは資本的収入でございます。1 款 1 項 1 目企業債は、内示額が多かったことより、4, 6 4 0 万円の増額をいたします。2 項 1 目国・県補助金は、内示の分 2, 0 4 7 万 5, 0 0 0 円の増額をいたします。

7 ページは資本的支出でございます。1 款 1 項 1 目事務費は負担率の変更により 2 万 7, 0 0 0 円の増額、2 目建設費は 1 億 1, 5 0 0 万円の増額で、工事内容の予定としましては、上小田第 1 配水池の更新、昭和橋連絡管設置、減圧弁設置工事等の予定でございます。

8 ページはキャッシュフロー計算書、9 ページは給与費明細書でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第 2 1 第 6 4 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 2 1、第 6 4 号議案、平成 2 9 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 6 4 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 2 9 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 1 号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正内容は、予算第 3 条の収益的支出の予定額で、4 月の職員の人事異動、共済費掛

け率の変更により総係費を補正をするもので、給料、手当、法定福利費等で154万5,000円を増額し、予備費で154万5,000円を減額いたします。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を154万5,000円増額し、2,858万7,000円に補正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑、特にないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会に付託した議案審査のため、あすから6月21日まで休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審査のため、あすから6月21日まで休会と決定しました。

次の本会議は、6月22日午前9時再開といたします。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後3時13分散会
